



0015820-000

特202-977

違警罪報告書の書き方と副申書の纏め方

窪孝治郎・著

新光閣

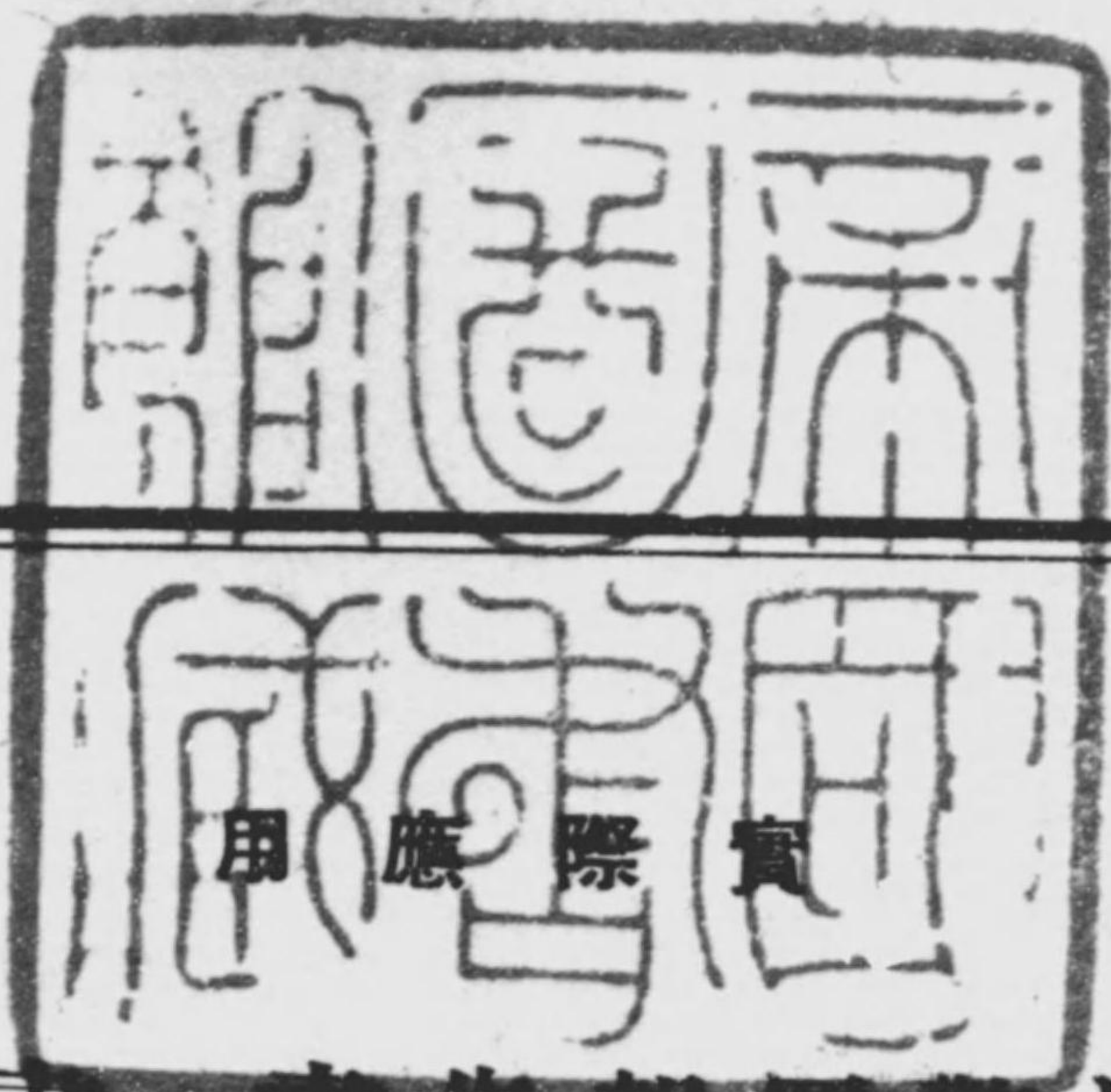
昭和15

ACG

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年5月15
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもので

130

特 202
977



違警非報書書の方

と

副申書の纏め方

内務事務官 溝淵増巳序

内務省警保局

窪 孝 治 郎

著

東京 新 十 五 年 光 復 閣 發行



序

警察が國民から嫌がられたり、暗い感じて見られたりすることの原因は色々あるであらうが、特に違警罪の取扱の拙さ等から來て居るものがかなりあるではないかと思ふ。罪が軽いことと事件が多いことと、又警察の獨斷で決せらるる關係で、つい無雜作に行はれたり、部下委せになつたり、時には感情が混つたりする様なことがありがちである。如何に軽くとも、ことは刑罰の處分であり、實質は裁判である。司法裁判が大君の御名に依つて行はるるものとすれば、即決は大君の御委任に依る判決であつて、より尊く、

より頭の下るものでなければならぬのである。洵に違
警罪の處分は、國民を法に泣かしめたり、國家と國民を共に
傷けたりする様なものでなく、眞に國民の歩むべき道を示
し、國家も國民も共に生き、萬民齊しく法の前にひれ伏す様
なものでなければならぬのである。

茲に思を致し、窪孝治郎君は、多忙なる勤務の傍ら本書を
執筆せられたのである。君が多年の苦心研究を積まれた
所産であり、初任者にはよき道しるべとなり、先任者にはよ
き反省の資料となることは云ふまでもないが、何よりも尊
いことは、日夜君が眞に國民の據り處としての明るい警察
を造り上げる爲、不斷に眞摯なる努力を捧げつつあること

である。

乞ふらくは、本書が實務家各位の座右に備へられ、書中隨
所に見らるる引例に興を惹かれつつ、明日の警察への教訓
を汲まれると共に、見えざる君が努力の跡を偲ばれんこと
を望むものである。

昭和十五年四月

於内務省警保局

溝 淵 増 己

序言

嘗て私が警察練習所在職中に送り出した卒業生諸君から違警罪の取扱ひの實際に疑問を持つて來られる熱心な人が多く、何か纏つた指針があつてもよいと考へ、同様の立場に居られる親愛なる全國第一線の警察官のため、せめてもの助とならば幸とする積りで書いて見たのが本書であります。

○
違警罪の取扱こそ、社會の複雑化と相俟つて直ちに治安上に反映する。而もお互は多岐に渉る法規には、等しく食傷する處であり、毎日の書類整理に、警察犯の報告書の作成に、休憩時間までも費消しつゝあることに想到するとき、其の勞誠に多とするものがあります。

まして警察法規類纂等の座右に在らざる様な場合は五里霧中で、折角違反を發見し、處分の必要を認め乍らも、これが爲に取締の徹底を缺き、警察の國家的使命が阻害されるといふことになりましたならば、眞に憂ふべきことであります。

○
本書は、主として諸君が日常最も遭遇するでありませう警察違反數十件程を拾ひあげ、その犯罪事實の書方と、そして署長の書面審理に誤謬なからしむる爲めに、又併せて犯罪證明の参考として添付すべき副申書の纏め方とを、多少の經驗に基いて實際應用し得るやうに蒐録して見ました。

○
素より公務の余暇に鍊つたものであり、大方杜撰は免れないこと

をお詫びする次第であります。

極めて拙筆短識でお恥かしい次第ですが、希くは單に記載例の利用のみに止めないで、是非總論と睨み合せ結論まで讀んで頂き度いことを附言して置く次第であります。

昭和十五年四月

著者識

目次

總論

緒言	一
第一章 運用上の注意	五
第二章 違警罪はどの範圍まで取扱ひ得るか	七
實例第一 帝大法科學生の立小便問題	九
實例第二 十五分間の交通妨害無罪となる	一三
實例第三 警察法令は社會の治安を紊さない限り明文あるも 處罰を以て蒞むべきでない	一五
實例第四 派出所前に於て犯罪を育てる	一七
結語	二〇

各論

目次

二

第一章 報告書作成上の注意

三

第二章 警察犯處罰令

二九

一 面會強制

三

二 物品押賣

三

三 物品強配

三五

四 業務妨害

三七

五 誇大廣告

四一

六 新聞雜誌購讀強制

四四

七 無斷配付ノ代料請求

四九

八 泥酔徘徊

五三

九 交通妨害

五五

一〇 榜禁違反

六

一一 身邊追隨

六三

一二 袒褻裸體

六五

一三 街路ノ尿尿

六七

第三章 料理屋飲食店營業取締規則

六九

一 客ト同伴外出

七一

二 高聲ナル樂器使用

七二

三 料金表不表示

七五

四 戸主ノ同意ナキ從業婦使用

七七

五 制限時間超過營業

七九

六 從業婦ノ店頭佇立

八一

七 構造制限違反

八三

八 警察命令違反

八五

第四章 道路取締令

八七

目次

三

一 道路ニテ自轉車練習……………八七

二 道路ニテ投球……………八九

第五章 交通取締規則……………九一

一 信號無視……………九一

二 疾行車馬ノ直前横斷……………九三

三 酒氣ヲ帶ビテ車馬操縱……………九五

四 建設物入口ニ駐車……………九七

五 道路ニ商品放置……………九九

第六章 自動車取締令並同施行細則……………一〇一

一 無燈火運轉……………一〇一

二 運轉中喫煙……………一〇三

三 事故(物件破損)ヲ惹起シ乍ラ運轉繼續……………一〇五

四 運轉免許證不携帯……………一〇七

五 積載超過……………一〇九

六 標示不從……………一二一

七 汚水泥土飛散……………一二三

八 住所變更届不爲……………一二五

九 速度超過……………一二七

一〇 急坂路追越……………一二九

一一 運轉者氏名不標示……………一三一

一二 制限外道路通行……………一三三

一三 乗車勧誘……………一三五

第七章 自轉車取締規則……………一三七

一 長大物件運搬……………一三七

二 積載量超過……………一三九

三 二人以上乗車……………一四一

四 積荷制限……………一四三

第八章 銃砲火藥類取締法令施行其他に關する件……………一四五

一 住所變更無届……………一三五

二 許可證不携帯……………一三七

第九章 財物募集其他の件……………一三九

一 無許可募集……………一三九

第十章 古物商取締法令施行規則……………一四二

一 帳簿不記入……………一四二

第十一章 興行物及興行取締規則……………一四三

一 定員外入場……………一四三

二 滿員札不掲出……………一四五

三 客席喫煙……………一四七

第十二章 産婆並産院取締規則……………一四九

一 無届産院開設……………一四九

二 妊産名簿記載ヲ怠ル……………一五一

第十三章 美容術營業取締規則……………一五三

一 毛髮容器不備付……………一五三

二 器具洗滌ヲ怠ル……………一五五

三 「マスク」ヲ使用セス……………一五七

四 無届従業員使用……………一五九

第十四章 食肉營業取締規則……………一六一

一 木札不携帯……………一六一

二 防蠅ノ設備ヲ怠ル……………一六三

第十五章 畜犬取締規則……………一六五

一 繫留犬放置……………一六五

二 無届飼養……………一六七

第十六章 飲食物營業取締規則……………一六九

一 容器不備……………一六九

二 腐敗飲食物陳列……………一七一

第十七章 暴利行為等取締規則……………一七三

一 價格表示不為……………一七七

二 價格虛偽表示……………一七九

三 命令違反……………一八一

四 業務報告ニ關シ虛偽報告……………一八三

附 錄

注意報告書記載例其ノ一(無届拳銃)……………一八七

同 其ノ二(素人演劇ニ關シ部内住民動向)……………一八八

搜查報告書記載例其ノ一(詐欺)……………一九八

同 其ノ二(無錢飲食)……………一九九

逮捕手續書記載例其ノ一(例)……………一九三

同 其ノ二(殺人)……………一九四

盜難被害始末書記載例……………一九七

搜查見分報告書記載例……………二〇〇

目次終

實際應用
違警罪報告書の書方と副申書の纏め方

總論

緒言

現行違警罪即決處分の取扱が警民離間の一途を辿りつゝありと申し上げたら、それは私の言過でありませうか？ 誠に憂慮に堪えないものがあると思ふのであります。敢て私が此の問題をとりあげた理由であります。而も違警罪は直接民衆の指導順化の目標であり、その運用よろしきを得なかつたならば、警察の國家的使命が阻害され、威信失墜の譏を免れないといふ警察實務の重要な分野であるからであります。

顧みて警察第一線を承る外勤々務諸君の違警罪報告書の取扱状況を看取するとき、誠に寒心に堪えないものがあるのであります。即ち違反があれば必ず報告しなければならぬと考へてか、所謂件數主義と受けとらるゝもの、或は又單に表面の違反事實のみをとりあげて處罰の認定を誤ら

しむるもの、甚だしいのになると、人を處分する重大なる報告書を作成するに當つて、其の取調べを輕視するため、住所氏名を偽られ言渡書の送達不能となるもの、警視廳に於てすらその二割を下らないといふに至つては全く驚くの外はないのであります。

斯くの如く、違警罪處分報告は、總じて警察の國家的使命を埒外に置き、而もいと簡單に考へ、取扱に慎重性を缺くことは否めない現況であるのであります。素より違警罪は、警察に與へられた最良なる武器であると同時に、それは警察の傳家の寶刀でなければならぬと思ふのであります。警察の御都合的から、或は一つの感情によつて處罰されたとしたら、民は傷き國家が傷くのであります。警民一體の如き到底思もよらぬことであると考へられるのであります。されば何處までも國民に秩序と方向とを與へるために、若し誤つて背くものに對しては嚴しいけれど、親心の誠めとして之を適用するといふ建前に於てのみ、國家的使命があるのであります。即ち天下億兆一人と雖も其のところに得ざる者のない様に、常に大御心の方向へと導くためにこそ用ひらるべき寶刀でなければなりません。町内の有力者であるからといふので處分を二三にしたり、派出所の前で毎日顔を合せてゐるから處罰が出来ないといふ様では、指導順化の建前に悖るのであります。苟も一旦處罰の必要を認めたと以上、正式裁判で警察が負けたといふ様なことでは威

信失墜のこれより大なるものはなく、又警察威信の生命線確保の爲にも、何處までも嚴格でなければならぬと思ふのであります。只茲に於て考ふべきことは、之を處分することによつて、その効果として國民に秩序と方向とを與へることが出来るかどうかといふことを絕對條件として決すべきで、科料の處分が一つの税金化せしむる様なことは絕對慎しむべきことと思ふのであります。

第一章 運用上の注意

憲法即決例は御承知の通り憲法發布前に制定された太政官布告であります。その條數を見る
まき、僅かに十數を越すより成つてゐるのであつて、而も法律に定めた裁判官に非らざる警察署長
が、之を行政處分の形式によつて行つてゐるといふ、而もその効果として僅かに正式裁判申立権
の拋棄を許さなむといふこと、正式裁判の機會を多く與へられた點が第一審裁判と異なるで、現
行刑事訴訟法が所謂彈劾式訴訟であるのに對し、例外たる手續規定であるのであります。つまり
被告人に於て異議を述べなければ極めて簡単に即決を以て當該事件を結審せしめんが爲に制定され
た、特殊な簡便なる裁判制度であると言ひ得るのであります。それだけ國民生活との關係は、よ
り密接なる法規であることを先づ念頭に置くべきで、従つてこれが運用に當りましても、警察執
行を完全ならしむる國家的利益と、被告人に於ても審判を受ける上に多數の日數と多額の費用と
を節約し得る個人的利益、此の兩方面の利益を考慮したものでありますから、苟も正式裁判を請
求しなければならぬ様な、言ひ換へれば納得されない處分の如きは、其の責民衆を責むる前に

警察自體が充分反省し思を錬ることが必要であると思ふのであります。嘗て國民精神總動員運動が「據ラシムベク知ラシムベカラズ」であつてはならないといふ記事が、某新聞投書欄に掲つて居りましたが、洵に現下官僚獨善を叫ぶるゝ際、大いに傾聽する丈の論旨があると思ふのであります。

又この法規を解釋適用するに當りまして、是非共頭に入れておくことは、違警罪即決例は刑事訴訟法に對立したる別個獨立の單行の刑事手續法規であることであります。つまり刑事訴訟法との關係は、普通法と特別法との關係でないといふことでもあります。従つて違警罪即決例は即決例の規定のみによつて解決し、之を適用すべきものであつて、即決例に規定がないからといつて直ちに刑事訴訟法の規定を適用したり、準用することは許されないのであります。只何と言つても不完全極まる法規でありますから、實際運用するときは幾多規定なき事實を経験することでありませうし、解釋としては現行刑事訴訟法の精神を酌みとつて、條理と法理と先例とに従つて解釋運用するより他に方法のないことを附言致して置きます。

第二章 違警罪ほどの範圍まで取扱ひ得るか

次に違警罪の範圍が何處まで取扱つてよいのか？ といふ點であります。御承知の通り違警罪は舊刑法に定められた刑名であります。現行刑法には違警罪といふ罪名はないのであります。「賭博罪」「竊盜罪」といふ様なそつとした獨立した罪名はないのであります。只現行刑法が施行される當時、刑法施行法第三十一條に「拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊刑法ノ違警罪ト看做ス」とありますから、拘留か科料に該る罪であることは間違ひはないのであります。其の範圍も自ら明白であり、拘留料料の制裁規定あるもの全部であると言ひ得るのであります。然し乍ら茲でお互が法の執行官として、聊か之を檢討して見る必要があるとするならば、刑法に於ける拘留料料の問題があるのであります。即ち

刑法第七十四條 公然猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス

刑法第二百三十一條 事實ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

とありまして、公衆の面前に於て「此の前科者の癖に」とやつた其の侮辱罪も、拘留料料に該る

罪でありますから、違警罪の範囲を脱してゐないことになるのでありますが、お互が實務家として今日まで此の刑法の二つの條文に於ける拘留料の罪を違警罪として取扱つて來たかどうか？ 凡らく私どもは経験がないのであります。而して公然猥褻罪は別段に問題が起らぬと致しまして、二百三十一條の侮辱罪は御承知の通り之は親告罪であります。告訴を待て論ずる罪でありますから、若し警察署長が違警罪として即決處分をしたらどうなるか、又即決處分後に告訴の提起があつたらどうなるか、斯ふいふ問題が起つて來るのであります。告訴事件は御承知の通り其の關係書類を管轄檢事に送致することになつて居るのであります。又其の親告罪を告訴を待たずして即決處分をした場合は、訴訟手續が法令に違反したこととなり、檢事は非常上告の方法を採つて公訴棄却の判決を求めなければならぬといふ様な、非常に面倒な手續を採らなければならぬといふ結果になつて來るのであります。従つて理論上は拘留料に該る罪でありますから、違警罪には違ひはないのですが、警察署長が違警罪として即決處分をすることは妥當でないと思へばなりません。

刑法上の拘留料の罪は、前述の通りで宜しいとして、然らば拘留料の罪であれば警察犯などの規則でもよいかといふ點であります。ところが、諸君が日々取扱はれて居られる自動車取

締令第三十七條同第八十條との關係つまり無免許運轉の違反であります、此の條文を見ると、「懲役若ハ禁錮又ハ罰金又ハ拘留又ハ科料ニ處ス」となつて居るのであります。此の場合、情狀輕しとして拘留料料を選択して違警罪の處分が出来るか、又速度違反の様に拘留料料のみの制裁規定ある場合に限られるのか、或は警察犯處罰令の如く法令全部が拘留料料の制裁規定でなければ違警罪としての處分が爲し得ないのか？ 斯ふした問題も起つて來ると思ふのであります。之は極めて簡單であります。即ち法定刑であれば出來るといふことになるのであります。つまり法令全部が拘留料料の制裁規定あることは必ずしも必要としませんが、唯違反事實に對して適用すべき當該法條が拘留料料のみの法定刑であればよいといふことになるのであります。即ち前例無免許運轉は即決處分を爲し得ないが、速度違反に對しては即決處分を爲し得るといふことになるのであります。法令運用上のことに就ては以上に止めまして、以下違警罪即決處分として取扱はれた先輩の失敗事實を題材とし、これに判例等を引用し乍ら聊か私見を述べて見度いと思ひます。

實例第一 帝大法科學生の立小便問題

確か昭和七年九月の頃の新聞社會面を賑はした事件であつたと思ひます。某署の模範巡查と言

はれた非常に勤務誠實な警察官が、午後九時頃雨のソボ／＼降る中を警邏して居りました處、暗くて判然はしないが、或る民家の軒下（道路）で、立小便の音がするので、近寄つて見ると、其處に一人の青年が手拭片手に佇んで居つたので、「君は今小便をやつたね」と訊いた處が、其の青年は「いや立小便なんかやりません」と否認した。其處で警邏員は二三問答した後、何うしても青年が事實を否認するので、情狀憎むべき者として「それ程君が事實を否認するなら我輩にも考へがある。法の威力を示してやるからそのつもりで居り給へ」と附言して、違警罪報告書を提出したといふのであります。御承知の通り警察署長は缺席言渡に當つては、書面審理で即決するものであります。其の警邏員の報告書に基き、科料金五拾錢を言渡したのであります。ところが其の青年は帝大法科在學中の學生であつて、小便もしないのに科料金五拾錢とは警察も情ないといふ理由を以て、正式裁判を仰いだのであります。結果は證據不十分水掛論であるとして、無罪を言渡されたといふ筋書であります。

此の問題は誠に遺憾に堪えないと思ふのでありますが、大審院の判決であります。判決であるからと簡単に片附けるわけにも行きません。如何にして無罪となつたかを練つて見たいと思ふのであります。水の入つた事件、つまり相撲でも水が入れば大相撲である様に、此の問題も全くその

水即ち雨水が水掛論としたと洒落ても居られませんが、要するに現場を想像するとき、大方雨のため路面が濡れて居つたことでせうし、證據を示す何物もない。路面が乾燥して居つたとしたら、跡が残りますからグーの音も出ないことでせう。此の場合頭を働かして小便をしたと認めらるゝ邊を擲つて鑑識課に送つて分析して貰ふか？ そんなことも物笑ひの種となる。

然らば如何にして證據を蒐集するか、一寸古參巡查になると此の邊で言語曖昧だと言ふので本署に任意同行の上、宿直主任に訴へて聴取書を作つて貰つて、證據固めをする。然し事實を否認するまゝの聴取書だけでは何うにもなりません。詮じ詰めれば證據の方法なしとして諦めるか、それでは警察の國家的使命に反することゝなる。此の場合私は警察官が大乗的見地に立つて眞に警察の使命も達成し、一方違反者も心から悔悟し警察尊信へと導く方法がありそうに思へるのであります。

それには事實を否認するものを説諭しても効果があるまいと考へらるゝ方もありませうが、此の場合警察官の方から下手に出ること、これが必要であり、最良の方策と思ふのであります。先づ「君はどうしても小便をやらなかつたと言ふんだね」「はい、やりません」其處で「そうだつたかね！ いやとんだ氣を悪くして相濟まなかつた、僕はすると或は雨垂の音とでも感違をしたのか

も知れない、まあ氣を悪くしないでくれ給へ。時に時間も午後九時を過ぎてゐるし、君も湯上にそんなところに佇んでゐて風邪でもひくといけない、早く休み給へ、いや、失敬」、まあ假にこれ丈の言葉を以て完全に警察の目的は達し得たと私は思ひます。

事實小便をやつた者であるとすれば、日本人である以上、これから雨の中を管内治安維持の爲めコツ／＼巡回されるであらうその後姿を見たとき、「私は悪いことを致しました」と詫びて来る。否來ないにしてもその警察官の温情ある措置に對して、自責し再び斯くの如き違反を繰り返すといふことも凡そあるまいと考へられるのであります。よしんばそれがお人好しの措置で、そんな簡単なものでないと言はれるかも知れないが、私は前示の場合を無理にデッチ上げることが、より警察の使命を誤らしむる責の方が大きいと思ふのであります。

斯ふいふ警察敗訴の問題が屢々繰り返される度に、新聞の社會面は、「警察の人権蹂躪」を叫び「軍配民衆側に擧る」といつた様に特筆大書されることは、想像に難くないのであります。それがとるに足らぬ問題であつても、之を一般民衆より見るときは、警察に對する憎惡となり、その影響するところ洵に大きく、警民離間の如き、蓋しこの邊より醸されることに想到すべきであります。

實例第二 十五分間の交通妨害無罪となる

之は昭和十一年四月の判例であります。要旨は自動車運轉手某が、午前二時頃乗客を降しての歸途、偶々食事を爲すため、僅か十五分間位駐車禁止の場所でない普通道路上に自動車を駐車し、一時運轉臺を立ち去つて居つたからとて、特殊の事情存しない限りは、一般社會通念上「警察犯處罰令第二條第十二號前段に所謂濫に自動車を置いた不當の措置であるといふことは出來ない」との理由の下に無罪となつた事件であります。

事實は確か中野區内の某自動車屋の主人甲が、夏の夜遅く運轉手が病氣で休んで居るので、客に乞はるゝまゝ助手を伴つて新宿まで客を送り、歸らうとしたが、夜半でもあり、空腹を訴へ食事をなすべく、自動車は交通の邪魔にならない大道路の左側につけ、エンジンを止め、運轉臺を立ち去るに必要な一切の措置をなし、助手と二人で近所の飯屋に入つて「ライスカレー」一皿宛を食べ出て來たところ、暗やみから警察官が現れ、「免許證を見せる交通妨害である」といふので處罰されたといふのであります。其處で甲は決して自動車を濫に駐めたのではない、駐めた時間も僅か十五分であるし、駐めた場所も安全な場所を選んだ積りだのに、警察も情ないといふので、

正式裁判を請求したといふ譯であります。此の問題は交通妨害たることには間違ひはない。然るに何故無罪になつたか、判例の趣旨を考覈するときに「警察官ももう少し人間味があつて然るべきだ」斯ふいふ結論になるだらうと思ふのであります。運轉手と雖も人間である、腹が空くこともある、飯を喰ふ事位はあたり前である。飯を喰ふた位のことでは交通妨害云々でやられたのでは堪らない。斯んな風にも考へられるのであります。然し此の事件は何としても、もう一步の取調べが欲しかつたと思ふのであります。つまり取調べに不用意があつたことは免れないと思ふのであります。而して此の場合、果たして空腹を凌ぐための食事であつたかどうか。場所柄それ程遠いところでもありません。運轉手の言ふ飯屋について何を喰べたかを調べる。若し「此のお客さんはビール二本とカツ二丁召し上りました」と證言があつたとしたなら、斷然處罰を以て蒞むべきでありませうし、反對に確かにライスカレー一皿宛なら全く時間的にも、特殊の事情も存しないとしたら、其の情状輕きものとして、説諭でも事足りると思ふのであります。取調べを輕視することは、夢々忘れてならぬこと、固々具體的の場合に當面するとき、篤とこの心構へを汲んで頂き度いのであります。

實例第三 警察法令は社會の治安を紊さない限り明文

あるも處罰を以て蒞むべきでない

此の判例は淺草の運轉手某が、朝の九時頃上野公園動物園前の自動車駐車禁止區域に駐車してゐたといふので、所轄署で科料金壹圓に處せられたのであります。控訴審までは有罪、上告審に於て理由ありとして無罪となつたといふのであります。上告理由は

- 一、斯る場合駐車とは客を得んとして五分以上停車を繼續したときを云ふものである。
- 二、駐車禁止の制札の趣旨は動物園前は正午頃になると雑沓して來る爲め、歩行者の不便を除く意味からのもので、朝の人通り少き場合には、かゝる制度に對して嚴格なる制裁を以て臨むべきでない。

と主張したので、此處が大審院の老判官の胸を打つたと思はれるのであります。其處で自動車取締令を見ると

自動車取締令第四條第二項 本令ニ於テ自動車ノ駐車ト稱スルハ停車以外ノ場合ニ於テ自動車ヲ駐ムル

コトヲ謂フ但シ停車ノ場合ト雖モ自動車ノ停止繼續時間五分以上ニ亘ルトキハ之ヲ駐車ト看做ス

とありますから、自動車の停車と駐車とは異なる。然し乍ら同令第四條に依り、五分以上の停車を駐車と看做さるゝから、自動車の放置は五分以上を經過しなくてはならぬといふ主張であります。

第二の理由として午前九時頃は左程まで雑沓してゐない。従つて別に科罰を以て蒞むべきでない。警察法令は斯くの如き場合に制裁を加へるつもりはないのである。動物園に押しかける人が多くなつたとき、始めて此の法規は效力があるのだから、處罰は酷過ぎるといふ主張らしい。洵に理窟ではある。

然し私は此の判例を警察の實體から考へますとき、全く手も足も出ないといふ様な誠に腑に落ちない酷い判例である様に思ふのであります。即ち空車止の地域、或は禁條區域(停車場前)等々凡てこの判例に羈束されたとしたら、全く處罰に當つての限界の判断に苦しむことが非常に多いと思はれるのであります。兎に角判例として出た以上、法の執行官としてこれは致し方もないのであります。警察としては洵に痛い判例ではあるのでありますから、充分御検討をお願いして置きます。

實例第四 派出所前に於て犯罪を育てる

之は拜命一ヶ月半位の新任の警察官が、頭をしぼつて作成した報告書であります。

犯罪年月日時場所及其ノ事實隱憑 被疑者ハ昭和十四年十一月十五日午前十時ヨリ同正午ニ至ル間(小職立番見張勤務ノ二時間ヲ通ジ)管内澁谷區千駄谷五丁目八十六番地先千駄谷巡查派出所前交通頻繁ナル道路ニ於テ濫ニ洗濯物運搬用荷車ヲ放置シ交通ノ妨害トナルヘキ行爲ヲ爲シタルモノナリ

法令適條 警察犯處罰令第二條第十二號

此の報告書を一讀するとき、發見警察官は、二時間の交通妨害の處分を要求してゐる。つまり證據歴然たる二時間の違反であるから、普通一圓の科料のところなら此の違反は五圓位の處分をしてくれるだらうと、如何にも頭を働かした書方であることは「小職立番見張勤務ノ二時間ヲ通ジ」の文意より察して明瞭であります。

然しこれを精讀するとき、遺憾乍ら二時間どころか、處罰が無理であると思はれるのであります。何故なら、これは発見した警察官が犯罪を育てたことになる。「もう少し大きくなれ」といふやうな考から、二時間もの間腕組して派出所で見張つて居つたと見らるゝのでありまして、科罰の量定に重點を置いた、無理な措置であることが窺はれるのであります。然らば、此の事犯は如何に措置すべきであるかといふと、假に五分間の交通妨害としても、二時間の違反として科罰が爲し得ることに頭を働かすべきであります。

それには先づ派出所前であり、視野の届く場所でありとするならば、其の障害を除去することが第一肝要であります。それからでも遅くはないのであります。若し制服で車を動かすことが工合が悪ければ、派出所附近の八百屋の小僧さんなり、草履屋の小僧さんなりに手傳つて貰ふ。而もその小僧さんは、立派に證人として登場する譯で、事は自然に運ぶものと思はれるのであります。洗濯屋は二時間もしてからノコノコやつて来て、周章して荷車の盜難を派出所に訴ふるでありませうから、そのときこそ落付いて二時間の違反であることを納得せしむることが容易に出来ると思ふのであります。そして、これを報告書に表はす犯罪事實は、五分間であるべきで、一時間五十五分は別添書面とし、つまり副申書で補足すればよいのであります。

面白いことに此の違反當日を考へますと十一月十五日とありますから、この日は御案内の七五三の祝日であります。従つて千駄谷派出所前通は明治神宮の裏通であり、當日の混雜、交通頻繁なることは想像に難くないのであります。よしんば五分間の交通障害と雖も、其の情狀最も重きものと斷定して差支へない。而も二時間もの時間を被疑者が何をしてゐたかを假想して記述して見るならば

副申書

本件被疑者ハ犯行當時荷車ヲ放置シタル儘何レハカ姿ヲ隠シタルヲ以テ應急措置トシテ派出所前履物商甲野乙郎方雇人冬野寒三當十五年ヲシテ放置車ヲ措置セシメ交通障害ヲ除去セシメタルモ若シ小職ノ発見ナカリセバ當然二時間(小職立番見張勤務ノ二時間所在不詳)ノ交通障害ヲ惹起シタルコト明カニシテ而モ當日ハ七五三ノ祝日ニ相當シ明治神宮參拜者ノ爲メ極メテ雜沓シ居リ寸刻ノ障害ト雖モ交通上重大ナル支障ヲ來ス程ノ客觀狀況ニ在リ加フルニ被疑者ハ得意先ナル何町何番地何某方ニ至リ女中何某ト雜談ニ耽リ時間ヲ空費シタル旨陳述スルニ於テハ車ヲ放置スルニ何等ノ特殊ノ事情アルヲ認メラレズ其ノ情狀重キ

多少冗文ではありますが事實はこんな風に出来上ると思ふのであります。例は水天宮前でも、金毘羅様の祭禮でもよろしいでせう。斯ふいふ問題に遭遇するとき、その場合／＼によつて其の真相を具體的に副申書を以て補ふことが肝要であると思ふのであります。即ち「捜査は自然に従へ」の理法に悖らぬ様くれ／＼も慎重を期して頂き度いと思ひます。

結 語

以上四つの例示を、警察の法律觀念から考覈致しますとき、何かしら取扱警察官の頭の中がぎこちない感じがするのでありますが、元來警察は民衆の保護者であるといふ通俗的な定義からするなら、それは非常に無理な措置であるといふことになるし、又兇害を除去する、社會生活の秩序を維持することの觀念よりするならば、警察の當然の措置であるとい應は考へられると思ふのであります。要は兇害の除去も社會生活の秩序維持も、民衆保護の外には出でないのであります。

すから、此の根本觀念を前提として、始めて適用さるべき措置であらねばなりません。つまり法は法なるが故に尊しとしないことでありまして、道義の大本に透徹し、法を運用することによつて、始めて尊いのであります。憲法上の大權を侵犯する法の運用は許されないであります。即ち憲法第九條の「發センメ」られた法規の運用こそ、道義立國の法の運用であらねばならないと思ふのであります。

現下總力戰に於て警察と民衆とが渾然たるべきを痛感するとき、直接國民生活との關係も深い違警罪の取扱こそ充分思を鍊り研討すべき問題であると考へるのであります。

各 論

第一章 報告書作成上の注意

報告書は違反事實を發見したら、速かに之を報告すべきで、徒らに遷延するときは證憑力を薄弱ならしむるばかりでなく、其の真相に凡そ縁遠いものが出來上る虞があります。又若し正式裁判の請求があつた場合は、報告者は其の事件の證人として違反事實を證明しなければならぬのでありますから、警察手帳記載に當りましては、後日になつて記憶不能とならないやうに記載し置くべきで、而も違反事實が數件に互るやうな場合、或は報告書記載欄に記載し得ない資料がありましたら、必ず副申書で補つて添付することが署長の書面審理を誤らしめないことにもなり、依つて以て處分の上に無理のないこととなると思ふのであります。今列舉的に作成上の注意を説明すれば次の通りであります。

1 被疑者の住所氏名を明確に記載すること

明確にと申しましても文字の巧拙を言ふのではなく、被疑者に住所氏名を誤魔化されないや

うにすることでありませう。例へば「熊本縣」といふ名前を申し立てたとしてもそれが常識的に虚偽であることが明瞭でありませうが、然し氏名が特異だからとて其の悉くが虚偽であるとは申されませぬ。四國の或町では「芋」「鯖」「猫」といふ様な甚だしく特異なものがあり、然も法律上(明治五年八月二十四日
太政官布告第二三五號)容易に氏名が改正出来なくて困つて居ると言ふことでもあります。これ等は明治維新當時の無學者或は悪戯心から命名したのだとも言はれてゐますが、兎に角稀には斯様な事實もあるのでありますから、申立による氏名が特異だからと言つて、頭から驚かすこともありませんが、私は被疑者の申立の眞偽を看破する方法として、警察手帳を初から出してかゝる人を見受けますが、これ等は一面に相手方の恐怖心をそゝり、或は與し易いものと考へしめ、爲めに誤魔化される場合が多いと思はれるのであります。反對に

「君は燈火をつけないで困るね、何處まで歸るんかね……。その何町何番地といふとあの藥屋の何の邊になるかね?……」

まあ斯んな調子に自然に、時には機智に富んだ「トリック」を用ふることも有效な方法だと信ずるのであります。

2 犯罪の主體を誤らぬこと

犯罪の主體が誰であるかは轉嫁罰(雇人の罪が雇主に轉嫁する)のやうな場合に、特に困難を伴ふことがあるのであります。

勿論轉嫁罰は各法令に明文ある場合に限り、之を處分し得るのでありますが、例へば自動車の運轉手の違則、自轉車乗車に關する違則等に就いては、問題の起り得ることもないのであります。店員を使用する場合に於ける道路使用に依る交通妨害、腐敗せる飲食物の販賣等に於ては、往々犯罪の主體が何人なるかが問題になるのであります。大審院判例にも、此の點明記されてある通り、事案は炭屋の小僧Bが、主人の不在中店先道路に炭俵を推積して交通妨害をしたのに對し、所轄署では主人Aを犯罪の主體として科料金參圓に處したのでありますが、正式裁判の請求があつて裁判の結果も、Aを有罪としたのであります。之に對し被告人の上告理由は、本件被告人Aは犯罪當時、旅行中にて自宅店前に於て如何なる交通妨害ありしやは全然關知せず、從て判決は不當であるといふことであつたのです。大審院は上告理由あるものとして無罪を言渡したのであります。

其處で違反の表面のみに捉らわれずに、その依つて犯した因由と、違反當時の客觀狀況を具體的に副申書で補つて置いて頂き度いのであります。

3 生年月日を正確に記載すること

報告書に當何年として大體差支へないのでありますが、其の生れ月に依つて、違反當時刑罰能力（責任能力）に付て、時に疑問を生ずることがあり、又少年法第十三條に於て、十八歳未満の者を即決處分した際、勞役場留置（即ち換刑處分）を言渡してはならないと規定してありますし、若し誤つたりすると大きな責任問題が惹起することになりますから、何年何月何日生と書くか何月生當何年と明瞭にすべきであります。

4 犯罪の構成要件を具體的に記載すること

- (イ) 犯罪の年月日時
- (ロ) 犯罪の場所
- (ハ) 犯罪事實

以上(イ)(ロ)(ハ)の各項は犯罪の構成要件を爲すものでありますから、其の何れを缺いても、形式上犯罪と稱するには足りない場合が多いのであります。例へば無燈下運行の違反は、時間が明確に物を言ふのでありますから、何時頃と書くよりも何時何分と明確にすべきであります。

證憑といふことも當該犯罪事實についての證據（人證、物證）の有無、之が取扱方について記載することを要求して居るのであります。

5 適條法令を誤らぬこと

罰則と命令、禁令の條文とが別異に規定されてゐるときは、其の兩條文を記載すること、及同一事案に付ては法律と命令とが併存し、又は上級官廳の命令と下級官廳の命令とが併存する場合、若くは一般法と特別法とが併存する場合に於ては、必ず其の效力の優位に在るものに據るべきであります。

6 其他

報告の年月日を正確に記載すること、認印の押捺を忘れぬこと、尙證據品のある場合には之を押収して報告書に附けて置くことが肝要であります。

第二章 警察犯處罰令

警察犯は、元來法益に對する抽象的危険な行爲を罪として罰するのであると言はれて居ります。言ひ換へれば法益を侵害するかも知れないといふ虞のある行爲を取締るのであります。その行爲は、法益に對して現實に危険があるかどうかは別問題で、一般的に抽象的に危険な行爲であると考へられる場合であります。例へば道路に物を抛げるといふ行爲は、其の時に通行人がなければ何等の危険がないやうなものです。元來道路は人の通行する場所であるから、物を抛げられたときに人が通らぬとも限らない。そしてその人にあたるかも知れない。どうも之は危険だから之を禁じなければならぬ、罰せねばならぬとするのが即ち警察犯であります。従つて特殊のものには特別法に依るべきでありますから、此の點豫め承知して置く必要があります。

一 面會強要

警察犯處罰令第一條第四號 故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者

報 告 書

東京市澁谷區南平台十二番地
本府平民 保險外務員

何
明治四十年六月五日生

被疑者住所
身分職業氏
名生年月日

被疑者ハ昭和十四年九月十五日午前十一時頃管内上通四丁目五番地學習院教授近藤
勇方支關先ニ於テ生命保險勸誘ノ爲ト稱シ面會ヲ強請シツ、アリタルヲ小職戸口查
察ニ際シ之ヲ現認ス

法令適條
警察犯處罰令第一條第四號

右報告候也

澁谷警察署勤務

昭和十四年九月十五日

巡查 治安維持 郎 團

澁谷警察署長

警視 某殿

副申書記載例

被疑者ハ大日本生命保險會社外務員ニシテ歩合制ナル給料ニテ保險外交ニ從事シ居ルモノナルガ本月ノ勸誘件數ガ會社ニ對スル責任額ニ滿タサルトコロヨリ同日管内上通四丁目五番地近藤勇方ヲ初トシ合計六戸ヲ勸誘シタルモノ一戸ヲモ獲得シ得サルトコロヨリ其ノ自棄的ナ考ヨリ同家妻女ヨリ主人不在ナル旨告ゲラレタルニ不拘「歸宅スルマデ或ハ主人ノ了解濟ナリ」ト詐稱シ敢テ玄關先ニ腰ヲ下シ居リタル所へ小職戸口查察ニ赴キタルニ被疑者ハ周章シテ立去ラントスルヲ家人ヨリ良イトコロヘ來テクレマシタト困惑シ居ル旨ノ訴ヲ受ケ任意同行シタルモノニ有之最近保險外務員ノ面會強請ハ當派出所部内ニ於テ屢々聞知スルトコロアリ嚴重御處分相成様致度及副申候

注 暴力行爲等處罰ニ關スル法律トノ關係アリ注意ヲ要ス

判例 故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者トアル「故ナク」ハ面會ノ強請ニ關スルモノニシテ後段ノ強談威迫ニ關スルモノニ非ス(大正十年四月十三日判決)

二 物品押賣

警察犯處罰令第二條第一號 合力、喜捨ヲ強請シ又ハ強テ物品ノ購買ヲ求メタル者

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 日用品行商
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十五年三月五日午前十時三十分頃管内上通四丁目五番地飯田蝶子方ニ至リ日用品(石鹼)ヲ行商セントシ家人ヨリ斷レタルニ不拘留ヲ迄ハ立去ラヌト稱シ強テ購買ヲ求メント爲シツ、アルヲ小職警邏中之ヲ現認ス
法令適條	警察犯處罰令第二條第一號

右報告候也

昭和十五年三月五日

澁谷警察署長

警視

某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持 郎

副申告記載例

被疑者ハ嘗テ某鐵工場職工トシテ被雇中右胸部打撲ヲ受ケ就業困難トナリ本年二月失業加フルニ一家妻子(長女當十一歳ヲ頭ニ三人ノ子女アリ)五人暮シニシテ妻某ハ某工場女工トシテ日給七拾錢ヲ得テ生活シ居ル者ナルガ生計困難ノトコロヨリ日用品行商ヲ思立チ本年七月頃ヨリ始メタリト陳述ス本件相手方ノ女世帯ナルヲ知りテ強イテ購買ヲ求メ相當不安ヲ抱カシメタル事實アリテ許スベキニアラザルモ畢竟生活困難ヨリ敢テスルニ至リタル愍然タルモノアリ此際軽度ノ御處分ノ上所轄署ニ對シテハ公ノ救助ノ御配意相成様督勵可然モ入ト思惟セラレ候條及副申告

注 出版物の購買を強請することは本號に非らず、不動産の購買を強請し又は賣却を強請するは強談感迫の行爲となるべく注意を要す

法曹會決議 合力トハ一定ノ事情ヲ訴ヘ財産上ノ援助ヲ乞フコトヲ云ヒ喜捨トハ佛ニ關スル場合ノ金品贈與ノ意義ニ用ヒラル寄附トハ公共的事業ヲ名トシ金品ノ贈與ヲ求ムルモノナリ(明治四十二年三月十三日決議)

三 物品強配

警察犯處罰令第二條第三號 濫ニ寄附ヲ強制シ又ハ收利ノ目的ヲ以テ強テ物品、入場券等ヲ配布シタル者

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 何某方 本府平民 日雇人夫 何 明治四十年六月五日生 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十四年十月五日午後三時三十分頃管内上通四丁目五番地古川綠波方ニ收利ノ目的ヲ以テ出雲大社神符ト印刷シタル神札ヲ配布シタルヲ小職戸口査察ニ際シ之ヲ現認ス
法令適條	警察犯處罰令第二條第三號

右報告候也

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持 郎 印

昭和十四年十月五日

澁谷警察署長 某殿

各論 第二章 警察犯處罰令



副申告記載例

被疑者ハ日雇稼業ヲ生活ト爲シ居ル者ナルガ偶々何町何番地何某ヨリ名モナイ出雲大社神符ト刻シタル神札ノ販賣方ヲ勤誘サレタルヲ奇貨トシ同人ヨリ百枚金貳圓ニテ譲受ケ之ヲ後拂奉納金トシテ收利セントシ配布シタルモノニシテ現ニ六十枚ヲ所持シ居リタルヲ以テ任意提出セシメ同行シタルモノニ附適當御處分相成様致度

尙被疑者ハ住所ヲ轉々トシ此ノ種行爲ヲ敢テシ居ルモノニシテ殊ニ前記神札販賣依託者某ハ嚴重取調べ相成度申添候

註 本號は配布し得べき一切の物品を包含すと解すべきで實際に於ても寫真版の書畫、扇子、筆墨類、音樂會演劇物觀物券、九星早見略曆若しくは神符等を配布して後日に至り其代金、料金、奉納金を貰はんとするものなり料金完納郵便物として送り付けることも本號に該當す(郵便法第二十三條參照)

判例 警察犯處罰令第二條第三號ニ收利ノ目的ヲ以テ強テ物品、入場券ヲ配布シタル者トアル物品トハ同條文中別ニ舉示セル入場券ノ如キモノヲ除キ其他ノ有體物ニシテ配布ノ可能性ヲ有スルモノハ總テ之ヲ包含スルヲ以テ紙片又ハ其他ノ物質ヲ材料トスル神符神札ノ類ハ皆同法條ノ三ノ適用上物品ニ該當スルモノト解スヘキモノトス(大正九年三月十七日判例)

四 業務妨害

警察犯處罰令第二條第五號 他人ノ業務ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 旋盤工
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證據	被疑者ハ昭和十五年三月五日午後十一時五十分頃管内上通三丁目五番地先玉川電車軌道上ニ植木鉢(高サ四尺ノ縦ノ木ヲ植ス)二個ヲ横ヘ置キ玉川電車ヲシテ停車セシムルニ至リ其ノ運轉業務ヲ妨害シタルモノナリ
法令適條	警察犯處罰令第二條第五號
右報告候也	
昭和十五年三月五日	
澁谷警察署勤務	
澁谷警察署長	
警視 某殿	
巡查 治安維持 郎	

何 某
明治四十年六月五日生

副申書記載例

被疑者ハ飲酒酩酊ノ上犯罪場所附近ナル上通三丁目五番地カフエー南風事秋田稔方ニ至リ飲酒シ居リタルガ女給ノサービスノ至ラザルヲ不滿トシ同店舗前ニ在リタル高サ四尺程ノ縦ノ木ヲ植エアル植木鉢二個ヲ玉川電車軌道上ニ横ヘ逃走シタルヲ小職警邏中發見取調べノ結果前記犯行ヲ自供シタリ因ニ被疑者ハ街ノ與太者トシテ近隣ノ響燈ヲ受ケ居ルモノニ付キ此ノ際嚴重御處分相成様致度及副申候

判例一 竊盜罪ノ成立ニ必要ナル故意アリトスルニハ法定ノ犯罪構成要件タル事實ニ對スル認識ノ外尙ホ不法ニ物ヲ自己ニ領得スルノ意思アルコトヲ要スルモノトス從ツテ被告人甲ガ某縣某郡某村小學校教員奉職中同校長乙ニ銜ムトコロアリ、其ノ管掌セル重要物件ヲ紛失セシメ因リテ之ヲシテ其ノ過失ノ責ニ任セシメンコトヲ圖リ乙ノ管理スル同校勅語奉置所ノ鎖鑰ヲ開披シ自己ニ領得スル意思ナクシテ其ノ内ニ奉置シアリタル同校奉戴ノ教育勅語謄本、戊申詔書謄本、文部大臣訓示ノ三點ヲ袱紗包ノ儘取出シ之ヲ自己ノ受持教室ノ天井裏ニ隱匿シタル場合ニ於テ右被告人ノ所爲ハ故意ニ校長乙ノ支配ヲ侵シテ學校所藏ノ物ヲ自己ノ支配内ニ移シタル事實ナリトスルモ固ヨリ其ノ物ヲ自己ニ領得スルノ意思ニ出テタルモノニ非サレハ竊盜罪ヲ以テ論スヘキ限ニ非ス而シテ警察犯處罰令第二條第五號ニ所

謂業務ハ刑法第二百三十三條ノ業務ト同一ニ解釋スヘキ特別ノ理由存セサルヲ以テ汎ク公私ノ業務ヲ包含スルモノト解スヘク從ツテ本案ハ警察犯處罰令第二條第五號ニ該當スルモノトス(大正十五年五月二十一日判決)

判例二 惡戯トハ他人ノ業務ヲ妨害スルニ至ラサルモ其ノ業務ノ安全ヲ脅ス虞アル行爲ヲ云フ蓋シ警察犯處罰令第二條第五號ハ刑法業務妨害罪ノ規定ト相俟テ人ノ業務ノ安全ヲ保護スルカ爲ニ設ケラレタル規定ナレハ他人ノ業務ヲ妨害スル程度ニ至ラサルモ其ノ業務ノ安全ヲ脅ス虞アル行爲ノ如キハ亦禁止スルニ因テ克ク立法ノ精神ヲ貫徹スルコトヲ得ヘク叙上ニ所謂惡戯トハ斯ル行爲ヲ指稱スルニ外ナラスト解スルヲ正當トス(昭和二年二月二十五日判決)

判例三 小作人タリシ者カ地主ニ雇ハレ又ハ請負ニ因リテ地主ノ爲耕作ニ從事スル者ニ對シ或ハ詰責シ或ハ嫌味ヲ述ヘ因テ將來ノ煩累ヲ憂ヘシメ又ハ其ノ感情ヲ害スルヲ慮ラシメタル結果耕作ノ業務ヲ止メシメ又ハ止メシメントシタル行爲ハ警察犯處罰令ノ業務妨害罪ヲ構成ス(大正十三年三月二十二日判決)

五 誇大廣告

警察犯處罰令第二條第六號 新聞紙、雜誌其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虚偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタル者

報告書

被疑者住所
東京市澁谷區穩田一丁目五番地
身分職業氏
千葉縣士族 出版業
名生年月日
何
明治四十年六月五日生 某

犯罪年月日
昭和十四年十月五日
時場所及
日附朝刊「東京〇〇新聞」第一〇二三號廣告欄ニ「生命の實相」ヲ讀破スレバ自動車
其ノ事實
ニ轢カレテモ微傷ダニ負ハヌ云々ノ虚偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ圖リタルモノナリ
證憑

法令適條
警察犯處罰令第二條第六號

右報告候也

昭和十四年十月五日
原宿警察署勤務
原宿警察署長
警視 某殿
巡查 治安維持郎 ㊦

副申書記載例

被疑者ハ嘗テ小學校長ノ經歷ヲ有シ知識階級トシテ肩書地ニ於テ「生命の實相」其ノ他三點ノ著書出版ヲ業トスルモノナルガ其ノ著書ハ専ラ精神修養ヲ以テ本旨トスルモノナルニ不拘常ニ廣告ニ當リテハ「病氣に醫療の要なし」トカ「本書を讀んで肺病全快す」云々ノ如キ科學ヲ無視スルノ廣告ヲ敢テシ居リタルモノナリ。本件違反ヲ發見スルト同時ニ小職ハ被疑者ヲ自宅前道路ニ於テ疾走スル自動車ノ目前デ自ラ自動車ニ轢カレテ見ルベシト其ノ實驗方法ヲ要求スルニ「其は私には出来ません」ト陳述スルニ於テハ全ク不正ノ利ヲ圖ル意思ヲ以テ虚偽ノ廣告ヲナシタルモノト斷ゼザルヲ得ズ此際嚴重御處分相成様致度別紙新聞記事添附及副申候

尙被疑者ノ著書ハ宗教團體ノ如ク誤認サル、コト多ク昨今地方ヨリ被疑者ヲ慕ヒ上京スル者漸ク多ク其ノ行動内偵中ニ有之候モ主務係ニ於テモ視察内偵相成度申添候

註 本犯に於ける誇大若くは虚偽の廣告とは人を錯誤に陥れる程度のものなれば足り廣告の完了に依りて成立し相手方に對する關係を問はぬのである。詐欺は直接相手方と交渉を開始したことを要

するが本犯は利を。圖れば足り、現に得ると否とは問はぬのである。

判例一 警察犯處罰令第二條第六號ニ依リ處分セラルヘキ行爲ハ欺罔手段ヲ以テ財物ヲ騙取スルコトヲ目的トセス止タ事實ヲ誇張シ又ハ虚構シテ新聞雜誌其ノ他ノ方法ニ依リ其ノ事實ヲ廣告シ以テ不正ノ利益ヲ得ンコトヲ圖リタル所爲ナリトス

故ニ被告人カ名ヲ時計ノ割引販賣ニ藉リ金員ヲ騙取センコトヲ企テ郵便廣告ノ方法ヲ利用シテ以テ定價金二十圓ノ瑞西製金張懷中時計一千箇ヲ限リ一等七割ヨリ五等三割ニ至ル迄ノ各割引券ヲ最モ公平ナル抽籤方法ニ依リ抽籤ノ上各一葉宛進呈スル旨虚偽ノ事實ヲ記載シタル印刷物ト金六圓ニ小包郵便料十二錢ヲ添ヘ注文アラハ該時計ヲ送付スヘキ旨ヲ記入シタル七割々引券トヲ送付シテ大分縣速見郡別府町某等ヲ欺罔シ右廣告ヲ誤信セシメ以テ同人等ヨリ各六圓十二錢ノ郵便爲替證書ヲ郵送セシメテ之ヲ騙取シタル所爲ハ單ニ誇大ノ廣告ヲ爲シテ不正ノ利益ヲ圖リタル所爲ニ非ラスシテ人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル所爲ニ該當スルモノトス(明治四十二年一月二十一日判決)

六 新聞雜誌購讀強制

警察犯處罰令第二條第七號 新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ノ購讀又ハ廣告掲載ニ付強テ其ノ申込ヲ求メタル者

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 小林一郎方雇人 茨城縣平民 新聞配達夫 何 明治四十年六月五日生 某
犯罪年月日 其ノ場所及 證ノ事實 憑	被疑者ハ昭和十五年三月五日午後五時二十分頃管内澁谷區上通四丁目五番地秋野作造方ニ至リ東京何々新聞ノ購讀方勸誘スルニ當リ家人ヨリ斷ラレタルニ拘ズ五日間只讀ミシタ云々ト強テ購讀ヲ求メツ、アルヲ小職警邏中之ヲ現認ス
法令適條	警察犯處罰令第二條第七號

右報告候也

昭和十五年三月五日

澁谷警察署長

警視

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持 郎 ㊦

某殿

副申書記載例

被疑者ハ某大學工學科苦學生トシテ新聞配達ヲ爲シ居ル者ナルガ雇主ヨリ擴張販賣用トシテ渡サル、毎日三部ノ何々新聞夕刊ヲ別記秋野作造方外二戸ニ無斷配付シ居リタルトコロ三月三日秋野家玄關先ニ「申込以外ノ新聞オ斷リ」ナル意思表示アリタルトコロヨリ購讀ヲ強ユルベク面會ヲ求メ交渉圓滿ナラザリシヨリ「五日間モ只デ讀マレテハ困ル」云々又「此ノ苦學生ヲ助ケテクレ」云々ト強テ購讀ヲ求メタルモノナリ因ニ雇主タル小林一郎ハ被疑者ニ對シ抽象的販賣擴張ヲ強ユル態度アルヲ以テ結局此種違反ヲ敢テスルニ至ルモノト認メラル、ヲ以テ之又嚴重警告相成様致度及副申候

註 強テ購讀を求むる被疑者の言動態度等を具體的に副申書を以て補ふこと。若し相手方をして不安、困惑の念を生ぜしむる行爲あるときは寧ろ第一條四號を以て法令適條と爲すを可とす。而して強求の方法にして暴行、脅迫又は恐喝に亘るときは刑法の恐喝罪又は同法若しくは暴力行爲等處罰法の暴行罪脅迫罪と成るべく強制方法は從て具體的に明示するを要す。

判例一 警察犯處罰令第二條第七號ニ所謂強テ其ノ申込ヲ求メタル者トハ相手方カ謝絶ノ意ヲ表示スル

ニ拘ラス強テ其ノ申込ヲ要求スルハ勿論相手方ニ於テ謝絶ノ意ヲ表示セサルモ其ノ意ニ反スル場合ニ於テ之ヲ知り乍ラ強テ申込ヲ要求スル者ヲ汎稱スルモノトス(大正八年七月八日判決)

判例二 警察犯處罰令第二條第七號ハ新聞、雜誌其ノ他ノ出版物ノ廣告掲載ノ申込ヲ求ムルニ強迫ヲ以テスルコトヲ必要トスルモノニ非スシテ理由ヲ付シタル拒絕ニ依リ廣告ヲ爲スコトヲ欲セサルコト既ニ明白ナル者ニ對シ強度ノ勸誘ヲ爲シ其ノ本意ヲ枉ケテ申込ヲ爲スコトヲ要求シ其ノ者ヲシテ不本意ナカラ之ニ應セシメタル場合ノ如キハ之ニ該當スルモノトス(大正七年四月二十九日判決)

判例三 第二條第七號ニ所謂強テ其ノ申込ヲ求メタル者トハ申込ノ要求カ強迫ニ近キ程度ニ強談的ナルコトヲ必要トセス相手方ニ於テ數回謝絶ノ意思ヲ表示シ其ノ申込ヲ爲スヲ欲セサルコト既ニ明白ナルニ不拘尙執拗ニ勸誘ヲ繼續シ其ノ本意ヲ曲ケテ申込ヲ爲サシメントスル場合ノ如キモ亦之ニ該當ス(昭和四年六月二十日判決)

七 無斷配付ノ代料請求
 警察犯處罰令第二條第八號 申込ナキ新聞紙、雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲シ其ノ代料ヲ請求シタル者

報 告 書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 茨城縣平民 新聞取次業
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十五年二月五日午後三時三十分頃管内上通四丁目五番地秋野作造方ニ於テ昭和十五年一月十五日ヨリ同年一月三十日ニ至ル間申込ナキ新聞紙（東京何々新聞）ヲ配布シ其ノ代料ヲ請求シ居リタルヲ小職戸口査察ニ際シ之ヲ現認ス
法令適條	警察犯處罰令第二條第八號

何 明治四十年六月五日生 某

右報告候也

昭和十五年二月五日

澁谷警察署長

警視

某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持郎 ㊟

副申書記載例

被疑者ハ管内圓山町及上通一圓ニ新聞紙(何々新聞)ノ直配ヲ業トスルモノナルガ本社ヨリ一月分ノ擴張販賣用トシテ配給サレタル五十部ヲ雇人某外何名ヲシテ別記秋山方外數軒ニ無斷配付セシメ雇人ノ報告ニ基キ其ノ代料ヲ請求シ居リタルモノニ有之別記秋山方ニ於テハ申込受諾ノ意思ナク一月二十日頃「申込以外ノ新聞オ斷リ」ノ貼紙ヲ玄關先ニ掲出シ居リタルヲ敢テ配付ヲ中止セス而モ被疑者ハ配達ハ自己ノ關知スルトコロニ非ラズトテ代金支拂ヲ求メ居リタルモノナリ因ニ當派出所部内ニ於テ住民ヨリ同様ノ口頭訴出アリ注意中ノ者ニ有之嚴重御處分相成様致度及副申候

註 本號は代金を請求することに依つて成立するのであつて處罰令第二條第三號との關聯もあり、若し強て配布するときは收利を目的とするものならば本號に非ずして二條三號を適條とすべきである。

我が民法上賣買契約は申込なる意思表示と承諾なる意思表示によつて成立するのであつて當事者の意思の合致することを絶體要件とされてゐる。従つて他人より契約の申込を受けたる場合之を承諾するとは受諾者の勝手である。これ我民法上法律行爲として契約自由の原則を認た點である。注文

せざる新聞紙の投入の如きは、この自由の原則により敢て謝絶の意思表示を爲さざりしとするも、受諾ありとは言へないのである。蓋し謝絶するの義務なければなり。

判例一 警察犯處罰令第二條第八號ハ申込ナキ出版物ノ範圍ニ付キ何等制限スルトコロナキヲ以テ新聞紙、雜誌及其ノ以外ノ出版物ハ總テ之ニ包含セラルル法意ナリト解セサルヲ得ス(大正二年十月二十五日判決)

判例二 警察犯處罰令第二條第八號ニハ申込ナキニ出版物ヲ配付シ其ノ代金ヲ請求ス。云フノ外尙ホ之ヲ強制スルコトヲ必要トスル文詞ナキヲ以テ強制ヲ必要トセサル法意ナリト云ハサノヘカラス(大正二年十月二十五日判決)

八 泥酔徘徊

警察犯處罰令第二條第十一號 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧噪シ、横臥シ又ハ泥酔シテ徘徊シタル者

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 土地賃貸業 何 明治四十年六月五日生 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十五年二月五日午後十一時四十分頃管内澁谷區上通四丁目五番地料理店銀月事某方前ヨリ同町二丁目三番地ニ至ル公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ヲ泥酔徘徊シタルヲ小職警邏勤務中之ヲ現認ス
法令適條	警察犯處罰令第二條第十一號

右報告候也

昭和十五年二月五日

澁谷警察署長

警視

某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持 郎 印

副申書記載例

被疑者ハ嘗テ酒癖悪シク町内ノ騒聲サル、コト多カリシヲ自覺シ斷然禁酒シ居リタル者ニシテ漸ク町内ノ信望ヲ回復スルニ至リ而モ昨年十月副町會長ニ推薦サレ人望愈々厚カリシ者ナリシガ本日偶々歸還兵某ノ凱旋祝ノ席上感激ノ餘リ飲酒スルニ至リ遂ニ従前ノ酒癖ヲ表ハシ席上町會役員等ト口論ノ末立出デ別記地點ニ差掛ルヤ通行人誰彼ノ區別ナク喧嘩ヲ吹カケ居リシヲ小職警邏中ニ發見サル、ヤ却ツテ小職ニ喰ツテ掛ル處ヨリ一應檢束處分ヲ爲シタルモノニシテ時局ヲ辨ヘザル者トシテ嚴重處分ヲ要スベキモノナルモ被疑者ハ飲酒サヘナカリセバ誠ニ別人ノ感アル人物殊ニ副町會長トシテ町内出征遺家族等ニ對シテハ私財ヲ惜シマズ面倒ヲ見ル等ノ德澤アル者ニ付キ此際輕度ノ御處分ノ上將來指導順化致度及副申候
追而喧嘩ヲ吹カケラレタル町内ノ者モ別段ノ惡感情ヲ持ツ者モナク寧ロ被疑者ノ平素ノ德澤ニ感謝シ寛大ナル處分ヲ乞ヒ居ルモノニ付申添候

注 酒癖ある者の順化は誠に難しいものではある。受持員として當に此處まで徹底した人物觀のあることが眞に親しまるべき受持員であり、町内の紛争等凡らく受持員に依つて簡単に片附くものと思ふ。

判例一 警察犯處罰令第二條第十一號ノ罪ノ成立ニハ公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧噪シ、横臥シ又ハ泥酔シテ徘徊スル行爲アルヲ以テ足り該行爲カ公衆ノ交通ノ自由ヲ妨害スル程度ノモノナルト否ト犯人ニ於テ當時一定ノ行先地又ハ目的ヲ有シ居タルト否トハ同罪ノ成立ニ影響ナシ(昭和七年十一月十五日判決)

判例二 警察犯處罰令第二條第十一號ハ公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧噪シタル者ヲ處罰スルモノニシテ右喧噪行爲カ個人單獨ノ行爲ナルト團體的ニ又ハ多數一團ト爲ツテ爲サレタルトコトナシ唯若シ右ノ喧噪行爲カ多衆運動ニ際シテ爲サレ其ノ態様ニ於テ安寧秩序ヲ紊ス程度ニ及ヒ且警察官ノ制止ヲ受ケテ之ニ従ハサルニ於テハ之ニ對シ治安警察法第十二條第二十六條ノ適用アルヘク又若シ右行爲カ文書詩歌ノ朗讀放吟其ノ他ノ作爲ニヨリテ一定ノ意思表示ヲ爲スヲ内容トシ其ノ態様ニ於テ安寧秩序ヲ紊シ若クハ風俗ヲ害スル程度ニ及ヒ且警察官ノ禁止命令ヲ受ケテ之ニ違背スルニ於テハ之ニ對シ治安警察法第十六條第二十九條ノ適用アルヘシト雖モ右ノ各要件ヲ具ヘタル喧噪行爲ニ對シテハ前記警察犯處罰令ノ規定ノ適用アルモノト言ハサルヘカラス(昭和五年十一月二十日判決)

九 交通妨害

警察犯處罰令第二條第十二號 公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ濫ニ車馬舟筏其ノ他ノ物件ヲ置キ又ハ交通ノ妨害ト爲ルヘキ行爲ヲ爲シタル者

報 告 書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 種物露店商 何 明治四十年六月五日生 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十四年十月五日午後五時四十分頃澁谷區上通一丁目五番地澁谷驛南口 前通り交通頻繁ナル場所ニ幅四尺長六尺ノ屋臺車ヲ置キ物品販賣ヲ爲シ交通ノ妨害 トナルベキ行爲ヲ爲シタルモノナリ小職警邏中之一ヲ現認ス
法令適條	警察犯處罰令第二條第十二號

右報告候也

昭和十四年十月五日

澁谷警察署長

警視

某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持郎 團

副申書記載例

被疑者ハ種物露店營業ヲ爲スモノナルガ當日ノ「ラツシユアワー」ヲ利用シテ澁谷驛南口改札ヲ出デ右ニ二三間ノ道路上(露店出店區域ニ在ラズ)ニ出店シタルモノナリ因ニ該所ハ十字路ニシテ東横乗合ノ往復スルアリ幅員僅カニ四米而モ時刻ハ驛ノ乗降ニテ最モ混雜ヲナシ居ルヲ知リツ、出店シタルモノニシテ何等正當ノ事由ヲ認ムベキモノナク且ツ被疑者ハ嘗テ該所ヨリ數間離レタル公設市場入口ニ於ケル交通妨害ニ關シ説諭ヲ受ケタルコトアリテ常ニ警察官ノ視野ノ届カザル驛ノ南口ヲ選定常習的ニ敢テ爲シ居リタルモノニ有之嚴重御處分相成様致度及副申候

註 總論十三、十七頁參照

判例一 警察犯處罰令第二條第十二號ニ所謂交通妨害トナルヘキ行爲タルコトヲ判示スルニハ必スシモ犯人ノ爲シタル行爲ヲ詳記スルノ要ナシト雖モ犯人ノ爲シタル行爲カ如何ナル行爲ニシテ如何ニ交通ノ妨害トナルヘキヤヲ認識シ得ヘキ程度ニ於テ之ヲ明確ナラシムルコトヲ要ス(大正九年七月五日判決)

判例二 或袋地ニ甲ノ住宅及同人ノ借家二軒アリテ同人及借受人並其家族等數名之ニ居住シ其出入口ハ

是等ノ者並是等ノ者ニ用事アル不特定多數ノ者ノ爲ニ日常自由ニ交通ノ用ニ供セラルル場所ニシテ公衆ノ自由ニ往來シ得ヘキ場所ナルコト明瞭ナル場合ニ於テハ右出入口ニ板ヲ打付ケ外部トノ交通ヲ不能ナラシメタル所爲ニ對シ警察犯處罰令第二條第十二號ヲ適用スルハ正當ナリトス(大正十二年一月二十三日判決)

判例三 刑法第二百二十四條第一項ノ罪ハ所謂具體的危險犯ト稱セラルルモノニシテ特ニ其ノ行爲ノ結果往來妨害ナル危險狀態ヲ發生セシムルコトヲ要スルニ不拘本號ノ罪ハ所謂抽象的危險犯ト稱セラルルヘキモノニシテ其ノ行爲ノ一般的性質ニ於テ交通妨害ノ危險性ヲ有スルコトヲ以テ足り特ニ具體的ニ往來妨害ナル危險狀態ヲ發生セシムルコトヲ要セスシテ兩者ノ罪ハ全然其ノ構成要件ヲ異ニシ罪質ヲ同フセサルモノナレハ刑法第五十五條ニ所謂同一ノ罪名ニ觸ルルモノト爲スコトヲ得ス(昭和三年五月三十一日判決)

判例四 所謂濫ニトハ社會通念上正當ノ事由アリト認ムルコトヲ得サル場合ヲ指示スルモノトス故ニ街路ニシテ公衆ノ自由ニ交通シ得ヘキ場所ニ自動車ヲ置キタルトキハ之ヲ置クコトニ付正當ノ事由存セサル限りハ濫ニ之ヲ爲シタルモノト認ムヘキモノトス(昭和七年十月二十九日判決)

一〇 榜禁違反

警察犯處罰令第二條第二十六號 官公署ノ榜示シ若ハ官公署ノ指揮ニ依リ榜示セル禁條ヲ犯シ又ハ其ノ設置ニ係ル榜標ヲ汚漬シ若ハ撤去シタル者

報 告 書

被疑者住所
身分職業氏
名生年月日

東京市淀橋區柏木一丁目五番地
茨城縣平民 運送業

何 某
明治四十年六月五日生

犯罪年月日
時場所及
其ノ事實
證憑

被疑者ハ昭和十五年三月五日午前十一時四十分頃管内北谷町五番地代々木練兵場ニ於テ陸軍省ノ榜示シタル禁條(諸車ノ乗入ヲ禁ス)ヲ犯シ本人記名ノ自轉車ニ乘車貨物運搬ノ爲メ乘リ入レタルヲ小職立番中之ヲ現認ス

法令適條

警察犯處罰令第二條第二十六號

右報告候也

昭和十五年三月五日

澁谷警察署長

警視

某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持郎 團

副申書記載例

被疑者ハ荷貨物ノ運送ヲ業トシテ現場附近ノ地理ニ通曉シ居ルハ勿論該所ハ嘗テ一般ノ通行ヲ認メタルコトアルモ約二年前ヨリ諸車ノ乗入レヲ陸軍省ニ於テ禁止シアアルコトモ被疑者克ク知悉居ルモノニシテ偶々被疑者ノ營業所タル自宅ヘノ捷路トシテ乗入レタルモノニ有之何等特殊ノ事情認メラレズ候ニ就テハ適當御措置相成様致度及副申候

註 榜示は立札、棒杭、掲示板、張紙等色々あるべし。禁條とは官公署の禁止命令である。若し官公署の指揮に依り榜示したる禁條と認めらるゝときは、果たして官公署の意思に出でたるものなるや否を確めること、例へば「其の筋の命に依り何々の事項御斷り申候」と云ふが如し。

一一 身邊追隨

警察犯處罰令第二條第三十一號 濫ニ他人ノ身邊ニ立塞リ又ハ追隨シタル者

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 旋盤工 何 大正十三年六月五日生 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十四年十月五日午後九時頃管内鉢山三番地廣川光子當二十年ガ自宅ヨリ上通四丁目五番地梅の湯ニ至ル間濫ニ追隨シタルモノナリ
法令適條	警察犯處罰令第二條第三十一號
<p>右報告候也</p> <p>昭和十四年十月五日</p> <p>澁谷警察署長</p> <p>警視 某殿</p> <p>澁谷警察署勤務</p> <p>巡查 治安維持 郎 團</p>	

副申書記載例

被疑者ハ豫テ不良少年トシテ視察中ノ者ナルガ最近別記「梅の湯」附近ヲ徘徊スルトノ風評アリ同浴場雇人某ヲシテ發見ノ際ハ密告スベキ様依頼シ置キタルモノナリ偶々被疑者ハ本日廣川光子ヲ同人自宅ヨリ追隨シ來タリ「梅の湯」附近ニ差シ掛ルヤ同女ニ一面識ナキニ不拘「光子さんく」ト連呼シタルニ同女ハ驚キ同浴場主ニ救ヲ求メタルニヨリ逃走シタル旨訴出ヲ受ケ捜査ノ結果同町三番地喫茶店「パレス」ニ立入ラントスルヲ同行シタルモノニ有之嚴重御處分ノ上將來訓戒ノ御配意相成様致度及副申候

一二 袒褻裸程

警察犯處罰令第三條第二號 公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ袒褻裸程シ又ハ臀部股部ヲ露ハシ其ノ他醜態ヲ爲シタル者

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 煮職 何 明治四十年六月五日生 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十四年八月十五日午後七時頃管内上通四丁目五番地自宅前道路ニ於テ裸程シ居リタルヲ小職警邏中ニ之ヲ現認ス
法令適條	警察犯處罰令第三條第二號

右報告候也

昭和十四年八月十五日
澁谷警察署長

警視 某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持 郎 回

副申書記載例

被疑者ハ警察官ノ姿ヲ認識シ乍ラ敢テ中止セントスル意思ナク却ツテ「暑イカラ仕様ガナイ」云々ト如何ニモ附近住民ヲ前ニシテ虚勢的態度ヲ示シ小職ノ注意ヲ受クルヤ「コチトラハ斯ウデナクテハ仕事ニナラヌ」云々ト抗辯シ而モ縁臺ニ於テ同番地某ト將棋ヲ爲シ居リタルモノニ有之遵法精神ノ如キ到底認めラレザルモノアリ嚴重御處分相成様致度及副申候

註 袒裼は肌を脱ぐこと、裸程は裡體と爲ることにして、要は字句其のものは例示に過ぎない。公衆の目に觸るべき場所に於て醜態を演ずる者を取締るのが本旨であることを忘れてはならない。

判例一 公然トハ人ノ現在ヲ必要トセス唯或行爲カ不特定多數ノ人ニ知ラレ得ヘキコトヲ謂フモノニシテ其ノ行爲カ或人ニ依リ現ニ發見セラレタル事實アルヲ要セサルモノトス(大正三年判決録)

判例二 警察犯處罰令第三條第二號ハ公衆ヲシテ不快ノ念ヲ抱カシムヘキ風俗即チ醜態ヲ暴露スルヲ禁止スルニ在ルヲ以テ苟クモ容易ニ公衆ノ目ニ觸ルル場所ナル以上ハ家屋ノ内外ヲ問ハス醜態ヲ露ハスヲ許ササルノ法意ナリトス(大正二年十二月三日判決)

判例三 警察犯處罰令第三條第二號ニ依リ裸程者ヲ處罰センニハ街路ノ如ク公衆ノ自由ニ通行スル場所ニ於テ裸程シタル場合ハ格別室内ニ於テ裸程シタル場合ノ如キハ其ノ位置ハ如何ナル場所ヨリ如何ニシテ容易ニ公衆ノ目ニ觸ルヘキモノナルカラ具體的ニ説示セサルヘカラス(大正二年十二月三日判決)

一三 街路ノ尿尿

警察犯處罰令第三條第三號 街路ニ於テ尿尿ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 又作妻 無職 何 明治四十年六月五日生 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證據	被疑者ハ昭和十五年三月十五日午前十一時三十分頃管内上通四丁目五番地自宅二階窓ヨリ表街路ニ向ツテ長女竹子當二歳ヲシテ放尿ト爲サシメタルヲ小職警邏中之ヲ現認ス
法令適條	警察犯處罰令第三條第三號
右報告候也	
昭和十五年三月十五日	
澁谷警察署長	
警視 某殿	
澁谷警察署勤務	
巡查 治安維持 郎 團	

副申書記載例

被疑者居宅附近ハ所謂裏長屋ニシテ住民ハ衛生思想ニ乏シク子供ヲシテ放尿セシムルガ如キハ敢テ氣ニ止ムル者ナキ状態ニ在リ小職受持受命以來銳意改化遷善ニ努メ來タリ本年一月以降數回ニ涉リ被疑者外數名ニ對シ街路放尿ヲ卒先改ムベキコトヲ諭示シ置キタルガ依然トシテ其ノ實效ヲ見ズ之ヲ放任スルニ於テハ一般住民ノ遵法精神ヲ阻害スルノミナラズ衛生上由々數キ問題ト思惟セラレ候 因ニ被疑者ハ事モアラウニ二階ヨリ放尿セシムルニ至リテハ全ク其ノ情許スベキニ在ラズ且ツ長屋中ノ顔キ、デモアリ此際嚴重ナル處分ヲ以テ蒞ミ一面一般住民ノ注意力ヲ喚起セシメ將來指導致度及副申候

第三章 料理屋飲食店營業取締規則

風俗警察の取締の任に當る警察官は、常に自己修養を以て品性陶冶、健全なる常識の涵養、取締法規の精神の把握に努め、營業の臨檢視察等に際しては、殊に理解ある態度を以つてし、徒らに違反事實を摘發するに急ならんより、業者をして取締の趣旨を十分納得せしめ、進んで之を遵守するの機運の醸成に努むることを、第一條件としなければなりません。殊に他に求められない獨特な刺戟と、新鮮な魅力ある享樂場として、新時代に出現したのは、所謂特殊飲食店であります。其の名稱の如何を問はず、婦女が客席に侍して接待する料理屋飲食店を取締るのが、昭和二年一月警視廳令第八號の特殊飲食店營業取締規則であつたのです。それが從來の待合茶屋遊船宿貸席料理屋飲食店及藝妓屋に關する取締規則を合一し、今回新に料理屋飲食店取締規則として單一化され、將に風俗國策の線を躡進せんとするものでありますから、何處までもその依つて來る規則の歴史の使命に充分思を鍊つて取締に當つて頂き度いのであります。

一 客と同伴外出

料理屋飲食店營業取締規則第十四條 從業婦ハ就業中左ノ事項ヲ遵守スヘシ
三 客ト同伴外出ヲ爲ササルコト

報 告 書

被疑者住所
身分職業氏
名生年月日

東京市豊島區池袋町一丁目二番地
茨城縣平民 カフエー從業婦

何

大正八年六月五日生 某

犯罪年月日
時場所及
其ノ事實
證憑

被疑者ハ昭和十四年十月五日午前一時三十分頃管内澁谷區南平臺十二番地ヲ來客近
藤勇ノ自宅ニ行クベク自動車ニ乗車同伴外出通行セルヲ小職不審尋問ニ依リ之ヲ現
認ス

法令適條

料理屋飲食店營業取締規則第十四條第三號同第二十七條

右報告候也

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持 郎 團

昭和十四年十月五日

澁谷警察署長

警視

某殿

副申告記載例

被疑者某ハ京橋區銀座カフェー「黒猫」ノ通勤従業婦ニシテ當日午後十一時二十分頃立入りタル來客近藤勇ヨリ「店ガ閉ツタラ自動車ヲ送ツテ上ゲヤウ」ト勸誘サレタルヲ奇貨トシ午前零時三十分頃店舗前道路ニ待合中ノ近藤ト共ニ某ノ運轉スル自動車第三二〇號ニ乗車シ途中近藤ヨリ「僕ノ下宿ニ送ツテクレ」ト誘ハレタルヲ以テ承諾シタリト自供シタルモノニシテ風紀上誠ニ許スベキニ在ラズ因ニ近藤トノ面識ハ四五回ナリト陳述スルモ常習的此種違反ヲ敢テ爲シ居ルモノトモ認メラレ同行シタルモノニ有之適當御處分相成様致度及副申告
追而營業主某ハ本件ニ關シ當時就寢シ居リ何等關知ナカリシモノト自供致シ候條申添候

註 従業婦の同伴外出は従業婦の店を休んで馴染客と外出する場合如何といふ問題もあるが、規則第十四條は就業中遵守すべき事項とあり従つて同伴外出は就業中に外出するか、又は約束して終業後外出するかの場合と解すべきである。若し休日を利用し敢て此の種の行爲を常習とする様であつたら、それは甚だしく風俗を害するものであり、營業者をして素行不良なる者として解雇を命ずべきである。

二 高聲ナル樂器使用

料理屋飲食店營業取締規則第十五條 營業者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スヘシ
四 甚シク附近ニ迷惑ヲ及スヘキ高聲ノ樂器ヲ使用シ又ハ喧噪ニ涉ル行爲ヲ爲シ又ハ爲サシメサルコト

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 千葉縣平民 特殊飲食店(南風)
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證據	被疑者ハ昭和十五年三月五日午後十時三十分頃管内澁谷區南平臺十二番地自宅營業所ニ於テ(附近住宅地域)高聲ナル擴聲器使用ノ著音器ヲ從業婦入江たか子當十九歳ヲシテ使用セシメツ、アリタリ本職警邏勤務中之ヲ現認ス
法令適條	料理屋飲食店營業取締規則第十五條第四號同第二十七條

右報告候也

昭和十五年三月五日
澁谷警察署長

警視 某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持 郎 團

副申書記載例

被疑者ノ營業所ハ左隣ハ豆腐商右隣ハ藥種商アルノミニシテ附近ハ大方住宅地ニ位置シ違反當時ハ從業婦入江たか子當十九年ヲシテ電氣自動擴聲器使用ノ蓄音器ヲ使用セシメ「旅鳥」「鹿兒島オハラ」外二點ノ俗謡レコードヲ交替使用シ從業婦之ニ合唱シ居リタルモノニ有之候因ニ同營業所ニ對スル非難漸ク強ク附近住民ノ迷惑ヲ感セシムルモノアリ嚴重御處分相成様致度及副申候

註 高音取締規則(昭和十二年十二月二十一日警視廳令第二五號)の關係もあり本條は特殊飲食店として特に制定されてあるので、特殊飲食店の高音發聲は本條を以て處分すべきで高音取締規則を適用すべきではないのである。



三 料金表不表示

料理屋飲食店營業取締規則第十五條 營業者ハ左ノ各號ノ事項ヲ遵守スヘシ
 二 飲食物ノ料金其ノ他客ヨリ徴收スヘキ一切ノ料額ヲ卓上又ハ客ノ看睹キ箇所ニ表示シ置クコト

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 千葉縣平民 特殊飲食店(ナポリ)
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十五年三月五日午前十時三十分頃管内澁谷區南平臺十二番地自宅營業所ニ階客席ヨリ徴收スベキ飲食物ノ料金表ヲ看睹キ處ニ掲出シ置カザリシモノナリ 本職營業臨檢ニヨリ現認ス
法令適條	料理屋飲食店營業取締規則第十五條第二號同第二十七條
右報告候也	
昭和十五年三月五日	
澁谷警察署勤務	
澁谷警察署長	
警視	
某殿	

副申書記載例

被疑者肩書營業所ニ開業シテ約二年餘ニシテ二階客席ハ被疑者ノ夫某ガ畫家ノ關係ヨリ同志相寄ル場所ニ充當シ居ルモノニシテ料金表ノ掲出ナク而モ來客ニ迷惑ヲ掛クルコトナシ云々、或ハ不體裁ヲ理由ニ故意ニ掲出セザルモノニ有之小職受持命令後數回ニ亙リ其ノ不心得ヲ諭シ遵法方懲瀆スルトコロアリシモ前記ノ理由ヲ楯ニ敢テ之ヲ實行セズ而モ「業者ヲ理解セザル立法ナリ」ト放言スルニ於テハ將來トテ掲出實行ヲ疑ハザルヲ得ズ此ノ際主務係ニ於テモ御呼出ノ上嚴重ナル御處分相成様致度及副申候

尙其ノ脱法方法トシテ「附木」ニ毎日毛筆ヲ以テ飲食品名ヲ記シ來客アリタル都度之ヲ表示スト陳述スルモ其ノ現物ヲ檢スルニ價格ノ明記ナキモノニ有之候條及申添候

四 戸主ノ同意ナキ從業婦使用

料理屋飲食店營業取締規則第二十三條 營業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ從業婦トシテ雇入ルルコトヲ得ス但シ第一號又ハ第二號ノ事項ニ付キテハ特別ノ事由アリテ所轄警察署長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
一 法定代理人ノ同意ナキ未成年者

報 告 書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 千葉縣平民 特殊飲食店(南風)
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十四年十月五日午前十時三十分頃管内澁谷區南平臺十二番地自宅營業所ニ於テ戸主(父)ノ同意ナキ未成年者タル入江たか子大正十四年六月生(本籍千葉縣君津郡出身)ヲ從業婦トシテ使用シツ、アリタルヲ小職營業臨檢ニ於テ現認ス
法令適條	料理屋飲食店營業取締規則第二十三條第一號同第二十七條
右報告候也	
昭和十四年十月五日	
澁谷警察署長	
警視	
某殿	
	澁谷警察署勤務 巡查 治安維持郎 團

副申書記載例

被疑者ハ本日従業婦入江たか子の雇入届書ヲ提出シタルヲ以テ之ヲ檢スルニ添付シアル戸主ノ承諾書ニ折目ナク入江たか子ノ本籍地タル千葉縣ニ照合シタル事實ヲ疑ハル、モノアリシヲ以テ本日ノ營業臨檢ニ當リ一應ノ取調べヲ爲シタルニ別紙違反ヲ發見シタルモノニ有之候被疑者ハ昭和十四年十月一日入江たか子ガ同郷ノ關係ニ在ル同店雇人タル従業婦太田花子ヲ頼リ無斷家出上京シタルヲ承知シ乍ラ之ヲ従業婦トシテ使用シ居リタルモノニシテ而モ本日提出シタル承諾書ノ「入江」ナル印鑑ハ澁谷區上通二丁目木下印判屋ニ於テ買求メ虚偽ノ承諾書ヲ作成シタルコト判明シタルモノニ有之候ニ就テハ嚴重ナル御處分相成様致度及副申候

五 制限時間超過營業

料理屋飲食店營業取締規則第十三條 營業時間ハ午後十二時ヲ超エサルコト但シ土地ノ情況ニ依リ又ハ特別ノ事由アル場合ニシテ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 特殊飲食店(サロン)	何	明治四十年六月十日生
犯罪年月日 其ノ場所及 證ノ事實 憑	被疑者ハ昭和十四年十月五日午前零時十五分管内澁谷區南平臺十二番地自宅營業所ニ於テ(來客三名アリ)所轄警察署長ノ許可ナク同刻營業ヲ爲シ居リタルモノナリ本職警邏勤務中之ヲ現認ス		
法令適條	料理屋飲食店營業取締規則第十三條第一項同第二十七條		

右報告候也

昭和十四年十月五日
澁谷警察署長

警視 某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持 郎 團

副申書記載例

被疑者ハ制限時間ヲ超ユルコト僅カニ十五分ニ過キザルモ當時從業婦入江たか子ハ「ビール」四本、「カツレツ」三皿ノ注文ニ應ジテ提供シタリト言フモ「ビール」二本ハ未ダ栓ヲ抜カズ而モ來客ト共ニ卑猥ナル俗語ヲ合唱シ居リタルニモ不拘被疑者ハ「カウンター」ニ在リテ之ヲ認メ乍ラ敢テ中止セントセズ、「ビール」壇ノ狀況ヨリ推斷スルニ殆ンド制限時間迫リタルヲ知リ乍ラ敢テ時間超過スルヲ意ニ介セズ立入ラシメタルモノト認メラレ若シ小職ノ發見ナカリセバ爾後相當時間營業繼續スベキ状態ニ置カレ全ク被疑者ノ遵法精神ナキモノト認メラルルニ付嚴重御處分相成様致度及副申候

六 從業婦ノ店頭佇立

料理屋飲食店營業取締規則第十四條 從業婦ハ就業中左ノ事項ヲ遵守スヘシ
 二 店頭又ハ街路ニ佇立若ハ徘徊セサルコト

報 告 書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 特殊飲食店從業婦
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十五年三月十日午後七時頃管内澁谷區南平臺十二番地特殊飲食店南風 事太田一郎方ニ被雇中同店營業所前ニ於テ客ノ誘引ヲ目的ニ佇立シ居リタルモノナ リ本職警邏中現認ス
法令適條	料理屋飲食店營業取締規則第十四條第二號同第二十七條
<p>右報告候也</p> <p>昭和十五年三月十一日</p> <p>澁谷警察署長</p> <p>警視 某殿</p> <p>澁谷警察署勤務 巡查 治安維持 郎 團</p>	

副申書記載例

被疑者ハ別記太田一郎方ノ住込從業婦ナルガ營業主ヨリ不景氣ヲ困ル云々ト云ハル、トコロヨリ主人ニ對スル義心ヨリ自儘ニモ茲一週間程同輩ト共ニ交互ニ客ノ吸引策トシテ佇立シ居リタルモノニ有之候モ被疑者ハ特殊飲食店從業婦トシテ就職シタルハ本月二日初メテニシテ從前堅氣ナリシ被疑者ハ只同輩ニ勸メラル、儘敢テ非違ヲ犯スニ至リタルモノニ有之候情狀輕度ト認メラル、モ他從業婦トノ關連モ有之適當ニ御處分相成様致度及副申候

尙營業主某ハ約二週間位病氣入院中ニ有之本件違反ハ關知ナカリシモノト認メラレ候條申添候

判例 特殊飲食店ノ從業婦ハ就業中ニ於テ店先ニ進出シタル事實ノミニテ店頭佇立ノ違反ヲ認ム。但シ營業者ハ指揮命令ヲ爲シタル事實ナク茲ニ意思連絡ノアリタルモノト認メス

七 構造制限違反

料理屋飲食店營業取締規則第十一條 營業所ノ構造設備ハ左ノ制限ニ依ルヘシ
 二 客室ニ於ケル隔壁其他之ニ類似ノ裝飾設備ハ其高サ床面ヨリ百二十釐以下タルコト

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 特殊飲食店(南風)
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十四年十月五日午前十時三十分頃管内澁谷區南平臺十二番地自宅營業所階上客席ニ於ケル隔壁高サ床面ヨリ百五十釐(約五尺)ノ獨立三個ヲ使用シツ、アリ本職營業臨檢ニ於テ現認ス
法令適條	料理屋飲食店營業取締規則第十一條第二號
右報告候也	
昭和十四年十月五日	
澁谷警察署長	
警視 某殿	
澁谷警察署勤務 巡查 治安維持郎 團	

副申書記載例

被疑者ハ本年八月三十日店舗増築變更許可ヲ受ケ本月一日落成シタリト稱シ店舗使用中ノモ
 ノナルガ來客ヨリ隔壁ノ低キコトヲ云々セラル、トコロヨリ客ノ誘引策トシテ澁谷區上通四
 丁目五番地家具商某ト從前使用ノ隔壁ヲ交換使用シ居リタルモノニ有之候ニ就キ適當御處分
 相成様致度及副申候

八 警察命令違反

料理屋飲食店營業取締規則第五條 所轄警察署長取締上必要アリト認ムルトキハ特別ナル命令ヲ發スル
 コトヲ得

報 告 書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 普通飲食店 何 明治四十年六月五日生 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十五年三月五日午後八時三十分頃管内澁谷區南平臺十二番地自宅營業 所ニ於テ婦女ヲシテ客ノ接待ノ禁止ヲ命ゼラレ居ルニ拘ラズ雇人多野雪子當十九歳 ヲシテ客席ニ侍シ接待ヲ爲サシメ居リタルモノナリ本職警邏中現認ス
法令適條	料理屋飲食店營業取締規則第五條同第二十七條

右報告候也

澁谷警察署勤務

昭和十五年三月五日

巡查 治安維持 郎 ㊟

澁谷警察署長

警視

某殿

副申書記載例

被疑者ハ管テ特殊飲食店ヲ經營シ居リタルモノナルガ警察取締ノ嚴格ナルトコロヨリ本年一月肩書地ニ普通飲食店ヲ開業シ「おでん」、「かん酒」ヲ主トシテ販賣スルモノニ有之候モ雇人冬野雪子ガ客席ニ座リ(四疊半日本間)客ト談笑中ヲ確認シタルモノニ有之開業當時ハ冬野雪子ハ女中トシテ臺所ノ仕事ニ充ツベキヲ理由ニ願出デタルモノニシテ初メヨリ計畫的脱法ヲ敢テセントシタルモノト思惟セラレ候ニ付テハ嚴重御處分相成様致度及副申候

第四章 道路取締令

一 道路ニテ自轉車練習

道路取締令第二十四條 道路ニ於テ乘馬又ハ諸車運轉ノ練習ヲ爲スヘカラス但シ交通稀疎ニシテ危險ノ虞ナキ場所ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 近藤勇方雇人 本府平民 旋盤工
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證據	被疑者ハ昭和十四年十一月十五日午後零時二十分頃管内上通四丁目五番地(歩車道ノ別アリ)先道路(當時七五三祝ノタメ特ニ自動車ノ通行頻繁ナリ)ニ於テ近藤勇明記ノ自轉車ニ乘車運轉ノ練習ヲ爲シツ、アリタルモノナリ本職警邏中ニ於テ現認ス
法令適條	道路取締令第二十四條同第二十八條

右報告候也

昭和十四年十一月十五日
澁谷警察署長 某殿
警視

澁谷警察署勤務
巡查 治安維持 郎 印

副申書記載例

本件違反ハ嘗テ近藤勇方雇人等道路ニ於テボール投等ヲナス者アリシヲ以テ一應工場主ニ注意ヲ與ヘ置キ被疑者又交通上危険ノ警告ヲ承知シ居リ乍ラ晝ノ休憩時間ヲ利用シ連日自轉車ノ練習ヲ爲シ居リタルモノニシテ特ニ同所ハ丁字路ニアリテ「此邊事故多シ注意」ナル揭示アルヲ認メ乍ラ之ヲ敢テシ居リタルモノニ有之適當御處分相成様致度及副申候

二 道路ニテ投球

道路取締令第二十六條 道路ニ於テ煙火、空氣銃、吹矢ノ類ヲ弄シ又ハ投石、投球等ノ危険ノ行爲ヲ爲スヘカラス

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 近藤勇方雇人 茨城縣平民 旋盤工 何 明治四十年六月五日生 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十五年三月五日午後零時二十分頃管内南平臺十二番地先道路（步車道ノ別ナシ）上ニ於テ同僚長谷川一夫當二十一年ト投球ヲ爲シ居リタルモノナリ小職警邏中之ヲ現認ス
法令適條	道路取締令第二十六條同第二十八條

右報告候也

昭和十五年三月五日
澁谷警察署長
警視 某殿

澁谷警察署勤務
巡查 治安維持 郎 印

副申書記載例

被疑者ハ客月一日同種ノ違反アリテ工場主タル近藤勇ヲ通シ將來ヲ嚴重説諭シ置キタルモノナルガ依然トシテ改メズ通行者ヨリ危険ナル旨派出所ニ訴出ツルモノアリ注意中ノトコロ本日警邏中之ヲ現認シタルモノニ有之使用シ居リタル球種ハ「スボンシボール」ニシテ通行人ニ命スルトキハ相當危険ノモノト認メラル此際嚴重御處分相成様致度及副申候

第五章 交通取締規則

一 信號無視

交通取締規則第五條 道路ヲ通行スル者ハ警察官吏ノ交通ニ關スル指揮又ハ信號アリタルトキハ直ニ之ニ從フヘシ

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 保險外交員	何	大正十三年六月五日生 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十五年三月五日午後七時四十分頃管内上通四丁目五番地先十字路ニ於テ警察官吏ノ止レノ信號(提灯)アリタルニ拘ラズ之ヲ無視シテ通行シタルモノナリ 本職交通整理中之ヲ現認ス		
法令適條	交通取締規則第五條同第四十四條第一項		

右報告候也

昭和十五年三月五日

澁谷警察署長

警視

某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持 郎 印

副申書記載例

被疑者ハ同僚タル何某ト共ニ酩酊ノ上歩車道ノ區別アルニ車道ヲ通行中偶々反對側ヲ空車メ
 一タクノ進行スルヲ認ムルヤ千鳥足ニテ舉手シ本職信號ヲ現認シ乍ラ敢テ之ヲ中止セズ而モ
 同僚ヨリモ停止ノ信號ナル旨ノ注意ヲ促サル、モ「何構フモノカ」ト放言シ乍ラ信號ヲ無視
 シタルモノニ有之情狀許スベキニ在ラズ適當ナル御處分相成様致度及副申候
 追而當日ハ澁谷交通事故防止會員某モ小職ト共ニ現認シ居リシ者ニ付申添候

二 疾行車馬の直前横断

交通取締規則第九條 電車及進行中ノ疾行車馬ノ直前直後ヲ横断スヘカラス

報 告 書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 魚商 何 明治四十年六月五日生 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十五年三月十五日午前十時三十分頃管内通四丁目五番地先道路ニ於テ 淡島行東横乗合自動車ノ進行中横合ヨリ直前ヲ被疑者記名ノ自轉車ニ乗車横断シタ ルモノナリ本職交通取締中之ヲ現認ス
法令適條	交通取締規則第九條同第四十四條第二項

右報告候也

昭和十五年三月十五日
澁谷警察署長
警視

某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持 郎 團

三 酒氣ヲ帶ビ車馬操縱

交通取締規則第二十四條 酒氣ヲ帶ヒタル者又ハ不熟練ナル者ハ車馬ヲ操縱シ又ハ馭スヘカラス

報 告 書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市世田谷區三宿三十番地 千葉縣平民 荷馬車輓業 何 明治四十年六月五日生 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十五年三月五日午後七時頃管内上通四丁目五番地先道路上ヲ泥酔シテ 荷馬車(積載物ナシ)ヲ馭シツ、通行セリ 本職警邏勤務中之ヲ現認ス
法令適條	交通取締規則第二十四條同第四十四條第一項

右報告候也

昭和十五年三月五日
澁谷警察署長
警視

某殿

澁谷警察署勤務
巡查 治安維持 郎 團

副申書記載例

被疑者ハ常時荷馬車運送ヲ業トシ當該道路ヲ往復シ（世田谷町神田市場間ヲ往復ス）居ル者ニシテ嘗テ無燈火通行違反ヲ小職ニ發見サレタルコトアリ當時家族八人暮シノ窮狀ヲ訴ヘタルヲ以テ事犯輕微トモ認メ説諭處分ニ附シタルコトアリ然ルニ改心ノ情ナク本件違反ヲ繰返スニ至リタルモノナルガ被疑者ハ馭車臺ノ設ケナキ車上ニ假睡ノ状態トナリ操縦シ居リ馬ハ爲メニ道路ヲくノ字ナリニ進行交通妨害甚ダシカリシ狀況ニ置カレタルモノニ有之全ク改悛ノ情認メ難ク適當御處分相成様致度及副申候

四 建設物入口ニ駐車

交通取締規則第二十六條 道路ニ車馬ヲ駐ムルトキハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ但シ特ニ指示アリタルトキハ之ニ從フヘシ
五 建設物ノ出入口ニ駐メサルコト

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 茨城縣平民 普通自動車運轉者 何
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	運轉免許昭和九、三、一 下附第一二三號普通免許 明治四十年六月五日生 某 被疑者ハ昭和十五年三月五日午後四時三十分頃管内上通一丁目東横百貨店出入口ニ普通乗用自動車（シボレー三十三年型）第一二三四號ヲ約十分間駐車シ置キタルモノナリ本職警邏勤務中之ヲ現認ス
法令適條	交通取締規則第二十六條第五號同第四十四條第一項

右報告候也

昭和十五年三月五日
澁谷警察署長
警視 某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持郎 印

副申書記載例

被疑者ハ自動車ヲ駐車スルニ當リ該所ガ東横百貨店ノ出入口ニシテ兩側ニ東京市營自動車ノ發着所竝東横乗合ノ發着所アルコトヲ認識シ乍ラ非常識ニモ乗客ヲ拾ハン一念ヨリ本件違反ヲ敢テスルニ至リタルモノニシテ而モ小職ニ發見サレタル當時喫煙シ居リシ點ヨリスルモ甚ダシク遵法精神ニ缺クルモノト認メラレ候條適當御處分相成様致度及副申候

五 道路ニ商品放置

交通取締規則第三十九條 道路ニ商品、商品棚、塵芥容器等ヲ置クヘカラス

報 告 書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 薪炭商 何 明治四十年六月五日生 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證 憑	被疑者ハ昭和十五年三月五日午前五時頃ヨリ同月十日午前十時頃ニ至ル間管内澁谷區南平臺十二番地自宅前道路上(歩車道ノ境)ニ雇人秋野作造ヲシテ商品木炭(四十俵)ヲ積ミ重ネ置キタルモノナリ本職警邏中之ヲ現認ス
法令適條	交通取締規則第三十九條同第四十四條第一項

右報告候也

澁谷警察署勤務

昭和十五年三月十日

巡查 治安維持 郎 團

澁谷警察署長

警視

某殿

副申書記載例

被疑者ハ三月五日商品ノ措置ニ付キ雇人某ヨリ指示ヲ乞ハレタルニ自己ノ所有倉庫ガ入荷超過ノ爲メ使用不能ナルトコロヨリ道路使用方ヲ命ジタルモノニシテ常ニ店舗前歩道、車道ノ區別ナク作業ニ使用スルコト屢々ナリシヲ以テ其ノ都度説諭致シ居リシモノニ有之本件違反ニ當リテモ小職現認ノ三日前ニハ荷出シアリテ倉庫ノ使用モ可能ナル状態ニ置カレタルモノニシテ而モ雇人某ガ「警察ガ嚴シイカラ」ト被疑者ニ注意スルニ「罰金位怖ガツテキタラ商賣ハヤツテ行カレヌ」云々ト放言シタル事實モアリ此ノ際嚴重御處分相成様致度及副申候

註 本件違反の具體の場合を想像するときに、多くは雇人を指揮したる事實、或は店頭に在りて雇人の爲すが儘黙認し居る如く、犯罪の主體を斷定するに具體的事項を副申書で補ふことである。主人と雇人とは主従の關係にあるから、例之不明示的であつても、平素抽象的指揮に出てるから、主人が犯罪の主體なりと斷ずることは聊か妥當でないのである。違反當時主人が温泉に行つて居つて關知しなかつたといふ理由で、無罪となつた例がある。尙本條の違反と警察犯處罰令第二條第十二號の交通妨害の關係も一應頭に入れて置かるゝことが必要である。即ち處罰令は「公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ濫ニ云々」とあり本條は單に「道路ニ云々」とあるから彼此條文の適用に注意せられたい。

第六章 自動車取締令並同施行細則

一 無燈火運轉

自動車取締令第六十一條 夜間自動車ヲ運轉スルトキハ制規ノ燈火ヲ點ズベシ

報 告 書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 茨城縣平民 普通自動車運轉者 何
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	運轉免許昭和九、三、三 下附第一二三號普通免許 明治四十年六月十日生 被疑者ハ昭和十五年三月五日午後七時四十分管内上通四丁目五番地先道路ヲ制規ノ燈火ヲ點ゼズ(前照燈左)普通乗用自動車(シボレー三十二年型)第一、二三四號ヲ運轉進行シタルモノナリ本職立番勤務中之ヲ現認ス
法令適條	自動車取締令第六十一條第一項同第八十二條

右報告候也

昭和十五年三月五日

澁谷警察署長

警視

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持 郎 圓

某殿

副申書記載例

本件違反ハ組合派出所〇〇巡查ヨリ電話通報ニ接シ手配中現認シタルモノナルガ被疑者ハ本年一月二十日東京市澁橋區柏木一丁目五番地ヨリ現住所ニ住所變更シタルニ不拘運轉免許證訂正届出ヲモ怠リ居ルコトモ判明致シ候モノニ有之此際適當御處分相成様致度及副申候

註 此處に夜間とは何時より認定すべきか道路取締令第八條に於ける夜間の意義を斯ふ解釋してゐる。

時刻が日没を過ぎてゐて二三間距るれば通行人の面貌を確認することを得ない状態に至りしとき本令第八條の所謂夜間である。従つて夜間は曆に依る日没以後より夜間と認めるといふことになる。實際問題として斯程まで嚴格に夜間の認定が必要であるだらうか？ともあれ「日入」「日出」の時間は毎日の新聞紙天氣豫報欄の側に載つてゐるから利用されんことを望む。従つて何分頃と書くときは聊か時間に移動性があることとなるから實際問題としてはなるべく何時何分と明確にすべきであると思ふ。

判例 名古屋地方ニ於ケル大正十五年五月十二日ノ日入ハ午後六時四十分ニシテ日暮ハ午後七時二十分ナルヲ以テ午後七時頃即チ午後六時五十六七分ニ至レハ日入ヲ過キ將ニ日暮ニ垂ントスル時ニシテ當時暮色漸ク加ハリ二、三間ヲ距ルトキハ通行人ノ面貌ヲ確認シ難キ状態ナリシコトヲ知り得ヘタ未タ日暮前ナリト雖モ交通ノ安全ヲ期センカ爲ニハ通行ノ諸車皆燈火ヲ要スルノ時刻ナルコト勿論ナレハ該時刻ヲ以テ道路取締令第八條ニ所謂夜間ナリト解スルヲ相當トス(大正十五年大審院判決)(昭和三年法二八四九號一六頁判決)

二 運轉中喫煙

自動車取締令第六十二條 運轉者ハ酒氣ヲ帶ビテ自動車ヲ運轉シ又ハ運轉中喫煙スベカラズ

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 茨城縣平民 普通自動車運轉者 何
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十五年三月五日午前十時三十分頃管内上通四丁目五番地先道路ヲ喫煙シツ、貨物自動車第一、二三四號ヲ運轉通行シタルモノナリ 本職警邏中現認ス
法令適條	自動車取締令第六十二條同第八十二條

右報告候也

昭和十五年三月五日

澁谷警察署長

警視

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持 郎 印

某殿

副申書記載例

被疑者ハ一日バット四個ヲ喫スル程ノ愛煙家ニシテ〇〇町所在安藤組工事場ニ玉川用賀ヨリ小砂利ノ運搬ノ爲メ常時犯罪場所ヲ往復シ居ルモノナルガ玉川用賀ヲ出發スルトキ既ニ煙草ヲロニシタル儘運轉ヲ繼續シタルモノニ有之板橋志村ノ災害モ聯想サレ此際相當御處分相成様致度及副申候

三 事故(物件損壞)ヲ惹起シテラ運轉繼續

自動車取締令第七十條 自動車ニ依リ人ヲ傷害シ又ハ物件ヲ損壞シタルトキハ運轉者ハ直ニ其ノ運轉ヲ中止スヘシ

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 茨城縣平民 普通自動車運轉者 何
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	運轉免許昭和九、三、三 下附第一二三號普通免許 明治四十年六月五日生 某 被疑者ハ昭和十五年三月五日午前十一時三十分管内上通四丁目五番地先道支坂通ニ於テ普通乗用自動車第一二三四號ヲ運轉中澁谷區中通二丁目五番地甲野乙郎ガ自轉車ニ乘車澁谷驛方面ニ進行中ヲ後方ヨリ「ハンドル」ニ「フエンダー」ヲ接觸物件破損約二圓ヲ與ヘタルモ運轉ヲ中止セズ其儘行過ギタルモノナリ
法令適條	自動車取締令第七十條第一項同第八十條

右報告候也

昭和十五年三月五日

澁谷警察署長

警視

某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持 郎 印

副申告記載例

本件ハ被害者甲野乙郎ノ訴出ニ依リ調査ノ結果自動車番號ニ依リ判明シタルモノナルガ助手某ノ言ニ依レバ當時自轉車ニ乗リタル者ヨリ何か言ハレタガ運轉手ハ「馬鹿野郎」ナル暴言ヲ殘シ行キ過ギタル趣ニシテ運轉者ハ當時如何ナル事故アリシヤハ自覺セザリシト否認スルモ何かシラ接觸シタル事實ハ之ヲ認メ居ル者ニシテ而モ被疑者ハ運轉手會等ヲ轉々トシテ一定ノ職場ナク性格等ヲ推斷スルニ運轉者トシテ不適任トモ認メラル、點アリ一應同行致シタルモノニ有之嚴重御處分相成様致度及副申告

註 本條の違反は、自動車に依り人を傷害し又は物件を損壞した場合に於て、種々の處置を命じてゐるのであるから、そこには故意あることを要するものと解すべきである。この點稍疑問ではあるが、過失に依り七十條の罪を冒した場合に付ては、第八十一條の罰條がある外、第七十八條第一號は、故意又は過失に因り云々と規定してあるから、これ等を綜合するとき、斯く解釋することが妥當であると思ふ。只本條の違反は、違反者たる運轉者が罰せらるゝのであつて、其の刑罰責任は使用主に轉嫁されないことであり、従つて八十五條の適用がないからである。

四 運轉免許證不携帯

自動車取締令第四十四條 運轉者ハ運轉中運轉免許證又ハ假運轉免許證ヲ携帯スヘシ

報 告 書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 茨城縣平民 普通自動車運轉者 何 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十五年三月五日午後二時三十分頃管内上通四丁目五番地先道路ヲ普通 乗用自動車(シボレー三十二年型)第一、二三四號ヲ運轉中運轉免許證(假運轉免許 證)ヲ携帯セザリシモノナリ本職自動車取締中現認ス
法令適條	自動車取締令第四十四條同第八十二條

右報告候也

昭和十五年三月五日
澁谷警察署長
警視

某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持郎團

副申書記載例

被疑者ハ前夜友人某ト新宿花柳界ニ遊ビ今朝一時頃歸宅シ就寢午后ヨリ〇町〇番地何某所有ノ車庫ヲ出テ運轉繼續中ノ者ニシテ車庫出發ニ當リ前夜着替ヘタルマ、ノ服裝ニテ出庫シ免許證携帶ヲ忘ル、ニ至リタルモノニ有之運轉者トシテ前日ノ疲勞殊ニ不攝生ハ嚴ニ慎ムベキトコロ將來緊張セシムル意味ニ於テ此際適當御處分相成様致度及副申書候

五 積載超過

自動車取締令第六十三條 自動車ノ使用主又ハ運轉者ハ車輛ノ長、幅、高地上三、五米又ハ車輛檢査證ニ記載シタル乗車定員若ハ最大積載量ヲ超エテ積載シ又ハ第六條ニ規定スル車輛ノ安定ヲ失ハシムル積載ヲ爲スベカラズ但シ出發地警察官署ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 茨城縣平民 普通自動車運轉者 何 明治四十年六月十日生 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	運轉免許昭和九、三、三 下附普通免許 被疑者ハ昭和十五年三月十四日午後七時三十分頃管内澁谷區上通四丁目五番地先道路上ヲ普通乗用自動車(シボレー三十二年型)第一、二三四號定員五名ナルニ不拘出發地警察官署ノ許可ヲ得ズシテ乗客七名ヲ乗車運轉通行シタルモノナリ本職立番勤務中現認ス
法令適條	自動車取締令第六十三條第一項同第八十二條

右報告候也

昭和十五年三月十五日

澁谷警察署長

警視

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持郎團

某殿

副申書記載例

被疑者ハ銀座四丁目交叉路附近ニ於テ世田ヶ谷區太子堂二十三番地會社員近藤勇外六名ノ客ヲ乗車セシメタルモノニシテ當時一應乘客ニ對シテ定員外ナル旨注意シタルニ右近藤ヨリ料金ヲ五拾錢増スカラト強イテ求メラレタルヨリ乗車セシメタリト陳述スルモ別段特殊事情アルヲ認メラレズ適當御處分相成様致度及副申書候

六 標示不從

自動車取締令第六十九條 運轉者ハ危害豫防其ノ他交通上ノ必要ニ基ク地方長官若ハ警察署長ノ標示又ハ警察官吏ノ指示ニ從フベシ

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 茨城縣平民普通自動車運轉者 何 明治四十年六月十日生 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十四年十月五日午前十時三十分頃澁谷區上通一丁目五番地先澁谷驛前ニ於テ警察署長ノ標示ニ依ル(此處自動車回轉スベカラズ)標示ニ從ハズ濫ニ普通乗用自動車(シボレー三十二年型)第一、二三四號ヲ回轉シタルモノナリ本職交通取締中現認ス
法令適條	自動車取締令第六十九條同令第八十二條

右報告候也

昭和十四年十月五日
澁谷警察署長
警視

某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持郎 印

副申書記載例

被疑者ノ犯シタル現場ハ澁谷驛前廣場ニシテ而モ市電終點ニアリテ高サ四尺幅一尺五寸ノ板ニ澁谷警察署ノ標示(此處自動車廻轉スベカラズ)アリシヲ認識セザリシト言フモ被疑者ハ常時通行シ居リ現場ハ常識ヨリスルモ當然運轉者トシテ一應注意スベキニ不拘乘客勸誘ノ目的ヨリ敢テシタルモノニシテ本職ト共ニ交通整理中ナリシ管內交通事故防止會員近藤勇モ共ニ之ヲ現認シタルモノニ有之此際嚴重御處分相成様致度及副申書候

註 本條は警察犯處罰令第二條第二十六條榜禁違反と其の罪質を同じうすと雖も、特に危害豫防上及交通上の必要より特に自動車運轉者に禁じたるものであるから、自動車運轉者の此の種違反は本條を適用すべく、警察犯處罰令を適用すべきでない。

七 汚水泥土飛散

自動車取締令施行細則第四十三條 自動車ニ依リ汚水泥土ヲ飛散セシメ他人ニ迷惑ヲ及ホスヘカラス

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 自動車運轉者 何 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證據	被疑者ハ昭和十四年十月十四日午前十一時三十分管内上通四丁目五番地先道路上ヲ降雨ノ爲ニ汚水甚ダシキニ拘ラズ泥除ノ裝置ヲ爲サズ普通乗用自動車(シボレー三十二年型)第一、二三四號ヲ運轉疾走シ折柄通行ノ近藤勇外二名ニ汚水ヲ飛散シ甚ダシク迷惑ヲ及ボシタルモノナリ
法令適條	自動車取締令施行細則第四十三條同第五十二條

右報告候也

澁谷警察署勤務

昭和十四年十月十四日

巡查 治安維持郎 團

澁谷警察署長

某殿

警視

副申書記載例

被疑者ハ最初近藤勇（麻布區福井町五番地）ガ飯田蝶子當十九年ヲ同伴通行中ナルヲ認ムル
 ヤ澁谷區上通四丁目五番地先ニ於テ乗車ヲ勸誘シタルトコロ料金ノ關係ニテ之ヲ拒否サレタ
 ルトコロヨリ被害者ノ後方十米位ヨリ速力ヲ早メ故意ニ汚水ヲ飛散セシメ近藤ヨリ停車ヲ命
 ゼラル、ヤ「コノ馬鹿野郎」ト罵倒シ其ノ儘逃走シタルヲ被害者近藤ガ自動車ナンバ一ヲ記
 憶シ居リ訴出デタルヨリ判明シタルモノニ有之候ニ付テハ嚴重御處分相成様致度及副申書候

八 住所變更不爲

自動車取締令施行細則第一條 本令ノ規定ニ依ル願届ハ別段ノ規定アルモノノ外届出事由發生ノ日ヨリ
 五日以内ニ之ヲ爲スヘシ
 自動車取締令施行細則第三十九條 運轉者ニシテ其ノ本籍住所若クハ氏名ヲ變更シ又ハ兵役關係ニ異動
 フ生シタルトキハ別記第十四號様式ノ届出ヲ提出シ免許證ノ訂正ヲ受クヘシ

報 告 書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 茨城縣平民普通自動車運轉者
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	運轉免許昭和九、三、三 下附第一二三號普通免許 被疑者ハ昭和十四年四月五日管内肩書住所ニ舊住所從橋區大久保百人町五番地ヨリ 住所ヲ變更シタルニ不拘自動車運轉免許證ノ訂正ヲ受ケズ現在ニ至レルモノナリ本 職自動車一齊検査ニ於テ發見ス
法令適條	自動車取締令施行細則第三十九條同第五十二條

右報告候也

昭和十四年十月五日

澁谷警察署長

警視

某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持郎 印

副申書記載例

被疑者ハ本件違反アリタルノミナラズ板橋署言渡ノ科料未納者ナルコトモ同署手配通報ニ依
リ發見致シ候モノニ有之一應同行仕候ニ付テハ適當御處分相成様致度及副申書候

九 速度超過

自動車取締令施行細則第四十二條 市街地又ハ人家連擔ノ場所ニ在リテハ取締令第五十一條第一項第一
號ノ自動車速度ハ毎時四十軒ヲ超過スルコトヲ得ス

報 告 書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 次城縣平民 普通自動車運轉者 何
運轉免許昭和九、三、三 下附第一二三號普通免許 明治四十年六月十日生 某	
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十四年十月五日午前十一時頃管内澁谷區上通四丁目五番地先道路(人 家連擔ノ場所)ヲ普通乗用自動車(シボレー三十二年型)第一、二三四號ヲ運轉スル ニ當リ時速四十五軒ノ速度ヲ以テ運轉通行シタルモノナリ本職自動車一齊検査ニ於 テ現認ス
法令適條	自動車取締令第五十一條第二項自動車取締令施行細則第四十二條第一項同第八十二 條第三號

右報告候也

昭和十四年十月五日

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持郎 團

澁谷警察署長

警視

某殿

註 自動車時速の取締は大抵は一齊取締を以て爲さるゝことが多く單獨取締は時に證據保全を疑はるゝ場合が多い。従つて一齊取締を爲したるときは一々副申書を添付することも何うかと思はれるので、左表の如き記録を添付し一括保存することが適當と考へられる。

自動車速度取締成績表 (取締責任者氏名印)

取締日時	昭和十四年十一月十五日午後二時、晴天	
取締場所	東京市澁谷區千駄谷三丁目五番地外苑橋附近	
取締員	警部補 巡查部長 巡查	計
要員	一	一五
取締	二	一八
概況	甲野巡查合圖係(服装丹波屋ト名記シタル印半纏、無帽トス)秋野巡查ストツプウオツチ係トナリ何町何番地東京市電々柱第二〇一號ニ於テ合圖シ同番地東京市電柱第二〇三號ニ位置シストツプウオツチヲ以テ計算セリ	
處分	同行 對席	料 説 論 計

一〇 急坂路追越

自動車取締令第五十六條 運轉者ハ道路ノ交叉點、曲角、急坂路、隧道又ハ幅員狹キ橋梁ニ於テハ他ノ自動車ヲ追越スベカラズ

報 告 書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 茨城縣平民 普通自動車運轉者 何 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	運轉免許昭和九、三、三下附第一二三號普通免許 明治四十年六月十日生 被疑者ハ昭和十四年十月五日午前十時三十分頃管内澁谷區上通四丁目五番地先道路ノ曲角且急坂ナル個所ニ於テ普通乗用自動車第一、二三四號ヲ運轉シ前車普通貨物自動車第五〇〇號ヲ追越シタルモノナリ本職交通整理中之ヲ現認ス
法令適條	自動車取締令第五十六條同第八十二條第一項

右報告候也

昭和十四年十月五日
澁谷警察署長
警視 某殿
澁谷警察署勤務
巡查 治安維持郎 團

副申書記載例

本件被疑者ハ現場ニ「此の邊事故多し徐行すべし」ト警察署揭示ヲ認メ乍ラ敢テ前車タル芝
區新堀二丁目近藤勇ノ運轉スル貨物自動車ニ合圖ヲモ爲サズ空車ヲ以テ追越シタルモノニ有
之適當御處分相成様致度及副申候

一 運轉者氏名不標示

自動車取締令施行細則第二十九條 車輛番號ハ警視總監ノ指定スル寸法及様式ニ依リ所定ノ位置ニ標示
スヘシ一般公衆ノ乗用ニ供スル自動車ノ運轉者氏名ニ付又同シ

報 告 書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 茨城縣平民普通自動車運轉者 何 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	運轉免許昭和九、三、三 下附第一二三號普通免許 明治四十年六月十日生 被疑者ハ昭和十四年十月五日午前十時三十分頃管内澁谷區上通四丁目五番地先道路 ヲ營業用普通乗用自動車(シボレー三十二年型)第一、二三四號ニ指定寸法ノ自動車 運轉者氏名ヲ標示セズ自己ノ名刺ヲ掲ゲ置キタルモノナリ本職自動車取締中之ヲ現 認ス
法令適條	自動車取締令施行細則第二十九條第二項同第六十二條

右報告候也

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持郎 團

昭和十四年十月五日

澁谷警察署長

警視

某殿

一二 制限外道路通行
 自動車取締令施行細則第四十一條 自動車其ノ幅ノ二倍以上ノ有效幅員ヲ有スル道路ニ非サレハ運轉
 スルコトヲ得ス但シ適當ノ間隔ニ自動車相互ニ行違フ場所ヲ有シ其ノ有效幅員自動車ノ幅ノ一倍半以
 上ノ道路ニ在リテハ此ノ限ニ非ラス

報 告 書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平塚十二番地 茨城縣平民普通自動車運轉者 何 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	運轉免許昭和九、三、三下附第一二三號普通免許 被疑者ハ昭和十四年十月五日午後七時三十分頃管内澁谷區上通四丁目五番地先ヨリ 榮通一丁目ニ通ズル道路(有效幅員二・七〇米)ヲ普通乗用自動車第一、二三四號 (幅員一・八〇米)ヲ運轉シ前方視野中自動車相互ニ行違ヒ得ル場所ヲ有セザルニ通 行シタルモノナリ本職警邏中之ヲ現認ス
法令適條	自動車取締令第六十二條同第八十二條第一項自動車取締令施行細則第四十一條

右報告候也

昭和十四年十月五日
 澁谷警察署長
 警視

某殿

澁谷警察署勤務
 巡查 治安維持郎 團

副申書記載例

被疑者ハ別記犯罪現場附近ヲ常時運轉通行シ居ル者ニシテ而モ榮通一丁目五番地ニ車庫ヲ有シ捷路ヲ採リタル結果トシテ本件違反ヲ敢テスルニ至リタルモノニシテ他ニ特異ノ事情存セザルモノニ有之候ニ付テハ適當御處分相成様致度及副申書候

一三 乗車勧誘

自動車交通事業法施行細則第二十七條 運轉者助手又ハ車掌ハ前條第一號乃至第四號ニ規定スルモノノ外左ノ事項ヲ遵守スヘシ
第一號 公衆ニ對シ乗車ヲ勸誘セサルコト

報 告 書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平塚十二番地 茨城縣平民普通自動車運轉者 何 明治四十年六月十日生
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	運轉免許昭和九、三、三下附第一二三號普通免許 被疑者ハ昭和十四年十一月三日午後八時三十分頃管内上通三丁目五番地先(道玄坂通)道路上ニ於テ普通乗用自動車第一、二三四號ヲ停車通行人ニ對シ乗車ヲ勸誘シ居リタルモノナリ本職警邏中現認ス
法令適條	自動車交通事業法施行細則第二十七條第一號同第三十六條

右報告候也

昭和十四年十一月三日

澁谷警察署長

警視

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持郎 團

某殿

副申書記載例

被疑者某ハ東横乗合自動車道玄坂停留場手前四米(道玄坂下方向左側歩道寄り)位ノ地點ニ停車シ同所澁谷百軒店ヨリ來ル公衆ニ乗車ヲ勸誘シ居リタルトコロ偶々本所業平橋マデノ乗客トノ料金折合ハズ(メータクハ遠距離トナルト料金ノ割増ヲ要求スルコト多シ)問答中ヲ本職ニ發見セラレタルモノニシテ當時乗合停留場附近ニ乗合自動車ヲ待合ス者蟻集シ居リ被疑者ノ自動車ノ停車シ居ルタメ乗合ハ正規ノ停車ヲ妨ゲラル、狀況ニ在リタリ而モ本日ハ明治節ニシテ明治神宮參拜者ノタメ交通殊ニ頻繁自動車ノ停車ハ交通上極メテ妨害トナルベキ狀況ニアリタルモノニシテ其ノ情狀許スベキニアラズ嚴重御處分相成様致度及副申候

第七章 自轉車取締規則

一 長大物件運搬

自轉車取締規則第二十四條 長大又ハ過重ノ物件ヲ携帯若ハ荷擔シテ自轉車ヲ運轉スヘカラスハ科料ニ處ス其ノ違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者又同シ

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民材木商
犯罪年月日 犯場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十五年三月五日午前十時頃管内上通四丁目五番地先道路上ヲ自己記名ノ足踏二輪車ニ三米餘ノ木材ヲ荷擔シ雇人長谷川一夫當十九年ヲシテ運搬スベク通行セシメタルモノナリ本職立番中現認ス
法令適條	自轉車取締規則第二十四條同第三十條

右報告候也

昭和十五年三月五日
澁谷警察署長
警視

某殿

澁谷警察署勤務
巡查 治安維持郎 團

副申書記載例

被疑者ハ雇人長谷川一夫ガ管テ同様ノ違反ヲ以テ〇〇署ニ於テ科料處分ニ附サレタルコトアリテ雇人長谷川ハ出發ニ當リ警察ガ嚴シイカラト注意的意見ヲ申出デタルニ不拘敢テ之ヲ取上ダズ「科料位怖クテ居タラ仕事ニナラヌ科料位何時デモ拂ツテヤル」云々ト之ヲ教唆シタルモノニシテ雇人長谷川ガ已ムヲ得ズ本件違反ヲ敢テシタルモノナリト陳述シタルモノニ有之常習的ニシテ違法ノ精神更ニナキモノト認メラレ候ニ付テハ嚴重御處分相成様致度及副申候

二 積載量超過

自轉車取締規則第二十七條 荷臺ノ積載量ハ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス
 二 前號以外ノ自轉車ニシテ二輪ノモノニ在リテハ三十疋(八貫)三輪以上ノモノニ在リテハ九十疋(二十四貫)

報 告 書

東京市澁谷區南平臺十二番地
 本府平民白米商

何 某
 明治四十年六月十日生

被疑者住所
 身分職業氏
 名生年月日

被疑者ハ昭和十五年四月五日午前十時三十分頃管内上通四丁目五番地先道路ヲ自己記名ノ足踏二輪自轉車ノ後方荷臺ニ白米四十五疋ヲ積載セシメ雇人長谷川一夫當十五年ヲシテ得意先ニ運搬スベク通行セシメタルモノナリ本職立番中現認ス

犯年月日
 時場所及
 其ノ事實
 證憑

自轉車取締規則第二十七條第二號同第三十條

右報告候也

昭和十五年四月五日
 澁谷警察署長
 警視

某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持郎 團

副申書記載例

被疑者ハ雇人長谷川ヲ本年一月頃自己ノ出生地茨城縣下ヨリ雇入レ使用中ノモノナルガ管テ長谷川ハ〇〇署管内〇〇巡查派出所ニ於テ同様ノ違反アリ當時長谷川ハ上京日淺カリシヲ以テ説諭ヲ以テ主人ニ其ノ旨告グベシト申傳ヘタル所却ツテ「田舎者ダ科料ナンカ心配スルナイクラデモ出シテヤル」云々ト受付ケズ其ノ後繼續同様ノ違反ヲ繰返シ居ルコトヲ長谷川之ヲ自供シ居リ全ク遵法精神ナク本件違反ヲ教唆シ居リシモノニ有之此際嚴重御處分相成様致度及副申候

註 自轉車の取締規則違反は常に前二つの形によつて犯される場合が多い。従つて之を最も效果的に取締の徹底を期する場合は、寧ろ違警罪報告書よりも注意報告を以て爲し、本署主務係に於て措置することを望み度いものである。大方の外勤諸君殊に新任の諸君は此の種の年少者が家計を輔くるため年期奉公を以て雇主の酷使に喘ぎつゝ偶々犯したる罪を直ちに當面の事實のみを以て處分せんとしたことがないかどうか？ 十分思を練つて頂き度いものである。累犯過重の如きは違警罪に於てその認定が困難なる場合が多いのであるから、これ等少年を教唆し科料處分を税金視するやうな雇主を嚴罰せざれば得てして効果が望めないことを附言する次第である。

三 二人以上乗車

自轉車取締規則第十八條 二輪ノ自轉車ニ二人以上乗車スヘカラス

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民職工 何 明治四十年六月十日生 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十四年十月五日午後零時十五分頃管内上通四丁目五番地先道路ヲ雇主某所有記名ノ足踏二輪自轉車ニ同僚タル近藤勇當十八年ヲ後方荷臺ニ乗車セシメ乗車通行シタルモノナリ本職警邏中現認ス
法令適條	自轉車取締規則第十八條同第三十條

右報告候也

昭和十四年十月五日

澁谷警察署長

警視

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持郎 團

某殿

副申書記載例

被疑者ハ管内澁谷區上通四丁目七番地某製藥工場ノ職工ナルガ偶々晝食ノ休憩時間ヲ利用シ
煙草ヲ買フベク自轉車ニ乗車シタルニ後方ヨリ同僚近藤ガ荷臺ニ乗車シタルヲ何等之ヲ拒否
スルコトナク面白半分ニ進行ヲ續ケタルモノニシテ不用意ニモ本件違反ヲ敢テシタルモノト
認メラル、ヲ以テ適當御措置相成様致度及副申候

四 積荷制限

自轉車取締規則第二十六條 積荷ヲ荷臺外ニ二十種(六寸六分)以上突出セシメ又ハ地上一米二五(四尺一寸三分)以上ニ積載スヘカラス

報 告 書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民空箱業 何 明治四十年六月十日生 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證ノ事憑	被疑者ハ昭和十四年十月五日午後三時頃管内上通四丁目五番地先道路ヲ自己記名ノ 足踏二輪自轉車ニ附シタルリヤカーニ地上一米五〇ニ木製ノ空箱ヲ積載通行シタル モノナリ本職立番中現認ス
法令適條	自轉車取締規則第二十六條同第三十條

右報告候也

澁谷警察署勤務

昭和十四年十月五日

巡查 治安維持郎 囑

澁谷警察署長

警視

某殿

註 以上二つの型はお互が警察官として、第一線に初めて立つて規則違反者として目撃することであり、又片端から違反の様に目に映ずることである。勿論違反には違ひない。然し先輩古参者が何故處分しないのだらうかと考へたことがないか？ 斯くの如き取締の不徹底がやがて交通事故發生の大きな原因となつて居ることを忘れてはならぬ。希くは全署同一歩調で取締の強化に努め交通事故防止に努められんことを叫び度いのである。

第八章 銃砲火薬類取締法令施行其他ニ關スル件

住所變更無届

銃砲火薬類取締法令施行其他ニ關スル件第二十一條 拳銃短銃仕込銃又ハ仕込刀劍其ノ他變裝シタル武器ヲ所持スル者其ノ住所ヲ變更シタルトキハ七日以内ニ左ノ事項ヲ具シ住所地所轄警察署長ニ届出ツヘシ管外ヨリ轉入シタルトキ亦同シ

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民土木請負業
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實	被疑者ハ昭和十四年十月五日管内澁谷區南平臺十二番地ニ前住所神奈川縣鶴見市生麥一ノ三番地ヨリ轉住シタルガ拳銃所持者ハ七日以内ニ所定事項ヲ具シ届出ヅベキニ拘ラズ期日ヲ過グルモ届出ヲ怠リ居リタルモノナリ本職戸口査察ニ於テ現認ス

銃砲火薬類取締法令施行其他ニ關スル件第二十一條同第五條

右報告候也

昭和十四年十月五日

澁谷警察署長
警視

澁谷警察署勤務
巡查 治安維持郎 團

某殿

副申告記載例

被疑者ハ昭和十四年十月六日小職第一回ノ戸口査察ニ於テ一應ノ注意ヲ與ヘ置キタルモノニシテ自己ノ職業ノ多忙ナルヲ理由ニ今日マデ届出ヲ怠リタルモノニ有之嚴重御處分相成様致度及副申告候

二 許可證不携帯

銃砲火藥類取締法令施行其他ニ關スル件 第二十條規則第三十九條ノ規定ニヨリ許可ヲ受ケタル者拳銃仕込銃又ハ仕込刀劍其他變裝シタル武器ヲ携帯シ又ハ運搬スルトキハ其ノ許可證ヲ携帯スヘシ

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民〇〇新聞記者 何 明治四十年六月五日生 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十五年三月五日午後八時頃管内澁谷區圓山町九十番地道路上ヲ仕込刀劍(双渡二尺八寸外裝ステッキ型)ヲ携帯通行スルニ許可證ヲ携帯セザリシモノナリ 本職不審尋問ニ依リ發見ス
法令適條	銃砲火藥類取締法令施行其他ニ關スル件第二十條同第五十五條

右報告候也

昭和十五年三月五日

澁谷警察署長

警視

某殿

澁谷警察署勤務

巡查治安維持郎 團

副申告記載例

被疑者ハ昭和十二年八月五日麴町丸ノ内警察署ニ於テ規則第三十九條ニ依リ仕込刀劍ノ所持許可ヲ得タルモノナルガ職務上別段携帯ヲ認メ居ラレザルニ不拘本日澁谷百軒店ダンスホール内ニ不良少年ノ出沒スルヲ聞込ミ其ノ新聞特種ヲ得ベク偶々護身用トシテ携帯（現ニ洋杖トシテ把握シ居リタリ）シタルコトヲ申立テタルモ許可證ヲ有セザルモノニ有之事犯ノ性質上許スベキニ在ラザルモノト認メラレ候ニ付テハ適當御處分相成様致度及副申告書候

註 銃砲火藥類に關シ違警罪として處分し得るは以上二件位のものであり、他は殆んど罰金刑以上である。而して仕込刀劍に在らざる短刀七首に付いては大正十二年三月警視廳令第十六號ありて是又罰金刑である。従つて仕込刀劍の携帯は職務又は營業の爲にする場合の外、所轄警察官署の許可を要するのである。その職務上とは、例へば警察官、軍人の如きで一般人に携帯の許さるべき管なく、營業の爲めの運搬ですら警察官署の許可が必要なのである。

第九章 財物募集其他ノ件

無許可募集

財物募集其他ノ件第一條 名義人ノ何タルヲ問ハス人ノ住家ニ就キ金錢物品ノ寄附ヲ勸誘募集セントスルモノハ族籍住所職業氏名生年月日及左ノ事項ヲ記シ願出許可ヲ受クヘシ其ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民電氣器具商
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證	被疑者ハ昭和十四年十月五日午後二時頃管内上通四丁目五番地安田銀行重役近藤勇外數戸ヲ訪問シ隣組防空群資材整備費用ト稱シ許可ヲ得ズシテ金錢ノ寄附ヲ勸誘シツ、アリタルヲ小職警邏中不審尋問ニ依リ現認ス
法令適條	財物募集其他ノ件第一條同第十一條

右報告候也

昭和十四年十月五日

澁谷警察署長

警視

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持郎 團

某殿

副申書記載例

被疑者ハ何町々會役員トシテ嘗テ町會費ノ使途曖昧ナルトコロヨリ部下ヨリ投書サレ本署ニ於テ取調べヲ受ケタルコトアリ爲ニ町會役員ヲ辭シタルモノナルガ本年隣組防火群ノ組成セラル、ヤ自ラ群長ヲ志望シ防空群資材(主トシテ消防器具梯子等)費用ト稱シ而モ國家の仕事ナルガ故ニ許可ノ必要ナシト勝手ニ速斷シ別記近藤勇ヨリ金參拾圓外數戸ヨリ合計金百貳拾五圓ノ寄附ヲ勸誘シタルモノニ有之此ノ際此ノ種常習的寄附勸誘行爲ハ時局下特ニ嚴罰ヲ以テ蒞ムベキモノト思料セラレ候條及副申候

第十章 古物商取締法令施行規則

帳簿不記入

古物商取締法令施行規則第五條 營業者ハ左ノ帳簿ヲ調製シ第二號第三號様式ニ依リ物品ノ種類品質模倣員數代價年月日並ニ賣買交換等ニ關スル事由ヲ詳記シ其出入ヲ明ニスヘシ

報告書

東京市澁谷區南平臺十二番地
本府平民古物商營業

何 某
明治四十年六月五日生

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	被疑者ハ昭和十四年十月五日午前十一時頃同年九月十日赤坂區青山六丁目五番地近藤勇ヨリ中古月刊雜誌「經濟評論」八月號外十冊ヲ買入シタルモ雜誌ノ種類代價ヲ古物商所定ノ帳簿ニ詳記セス店頭ニ陳列シ居リタルモノナリ本職營業臨檢視察ニ於テ現認ス
法令適條	古物商取締法令施行規則第五條第一項同第十二條

右報告候也

澁谷警察署勤務

昭和十四年十月五日

巡查 治安維持郎 團

澁谷警察署長

某殿

警視

副申書記載例

被疑者ハ嘗テ品觸書ノ保存粗漏ノ爲メ重要品觸(杉並署殺人事件)ヲ紛失シタルコトアリ且ツ帳簿記載ハ兎モスルト單ニ店賣リト抽象的記載ヲナスコト多ク本件違反ノ如キモ全ク遵法ノ意思更ニ認メラレザルモノアリ此際嚴重御處分相成様致度及副申候

第十一章 興行物及興行取締規則

一 定員外入場

興行場及興行取締規則第六十七條 興行人ハ興行中左ノ各號ノ事項ヲ遵守スヘシ
 二、定員外ニ顧客ヲ入場セシメサルコト臨時必要ナル場合ニ限り所轄警察署ニ於テ保安上支障ナシト認メタルトキハ特ニ定員外入場ヲ認可スルコトアルヘシ

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 興行場
犯罪年月日 其ノ場所及 證ノ事實	被疑者ハ昭和十四年十一月三日午後四時頃管内上通四丁目五番地活動寫眞興行澁谷劇場ニ於テ認可ヲ得ズシテ階下定員二百名ナルニ定員外五十餘名ヲ收容シ居リタルモノナリ本職營業臨檢視察ニ於テ現認ス
法令適條	興行場及興行取締規則第六十七條第二號同第九十三條

右報告候也

昭和十四年十一月三日
 澁谷警察署長
 警視

某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持郎團

副申書記載例

本件違反當日ハ明治節ノ祝日ニシテ入場者ノ超過スルヲ豫想サレタルヲ以テ臨檢視察ヲ爲スニ場内階下通路ニ豫備椅子二十着餘ヲ着席セシメ殆ンド通行不能ノ状態ニ在リ小職臨官席ヘハ辛フジテ案内セシメタル程度ニシテ而モ客席ニ於テ喫煙スル者或ハ料金返還ヲ叫ブ者等アリテ場内漸ク騒然ヲ極メ居リタリ入口ニハ未ダ満員ノ札サヘ掲出シ居ラザルノ状況ニ在リテ營業主ハ「今日ハ書入レデスカラ大目ニ見テ下サイ」云々ノ言ヲ漏シ反省聊カモ認メラレズ候ニ付キ嚴重御處分相成様致度及副申書候

二 満員札不掲出

興行場及興行取締規則第六十七條 興行人ハ興行中左ノ各號ノ事項ヲ遵守スヘシ
三、観客定員ニ達シタルトキハ遅滞ナク各等別ニ定員席満員札ヲ切符賣場窓口ニ掲出スルコト

報 告 書

被疑者住所
身分職業氏
名生年月日

東京市澁谷區南平臺十二番地
本府平民 興行場

何 某
明治四十年六月十日生

犯罪年月日
時場所及
其ノ事實
證憑

被疑者ハ昭和十五年一月三日午後四時頃管内上通四丁目五番地活動寫眞興行場澁谷劇場ニ於テ階下観客席定員ニナリタルニモ拘ラズ各等定員満員札ヲ切符賣場窓口ニ掲出シ置カザリシモノナリ本職興行取締ニ於テ現認ス

法令適條

興行場及興行取締規則第六十七條第三號同第九十三條

右報告候也

昭和十五年一月三日

澁谷警察署勤務

澁谷警察署長

巡查 治安維持郎 圃

警視

某殿

三 客席喫煙

興行場及興行取締規則第六十七條 興行人ハ興行中左ノ各號ノ事項ヲ遵守スベシ
 五、客席内ニ於テ喫煙セシメサルコト

報 告 書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 興行場 何 明治四十年六月十日生 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十五年四月三日午後四時頃管内上通四丁目五番地活動寫眞興行場澁谷 劇場階下客席ニ於テ喫煙シツ、アル觀客數名アルモ之ヲ制止セズ放置シ居リタルモ ノナリ本職興行取締ニ於テ現認ス
法令適條	興行場及興行取締規則第六十七條第五號同第九十三條

右報告候也

昭和十五年四月三日

澁谷警察署長

警視

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持郎 團

某殿

第十二章 產婆並產院取締規則

一 無届產院開設

產婆並產院取締規則第八條 收容定員二名以下ノ產院ヲ開設シタルトキハ前條第一項各號ノ事項ヲ具シ十日以内ニ所在地所轄警察署長ニ届出ツヘシ之ヲ廢止シ又ハ届出事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

報 告 書

被疑者住所
身分職業氏
名生年月日

東京市澁谷區南平臺十二番地
本府平民 產婆

何 某
明治四十年六月十日生

犯罪年月日
時場所及
其ノ事實
證憑

被疑者ハ昭和十四年十月五日管内南平臺十二番地自宅營業所(產婆)奥八疊ノ間ニ產院ノ届出ヲ爲サズシテ褥婦世田谷區太子堂十五番地八江たか子ヲ本月一日ヨリ收容シ居リタルモノナリ本職營業臨檢ニ於テ現認ス

法令適條

產婆並ニ產院取締規則第八條同第十四條

右報告候也

昭和十四年十月五日

澁谷警察署勤務

澁谷警察署長

巡查 治安維持郎 印

警視

某殿

副申書記載例

被疑者某ニ關シ近隣ノ風評ヲ綜合スルニ家族以外ノ者宿泊スルヤニ聞及ビタルヲ以テ本日臨檢スルニ女中某ヨリ其ノ事實ヲ突止メ營業主ニ付キ訊シタル結果自供スルニ至リタルモノニ有之事犯輕微ト認メラレズ適當御處分相成様致度及副申書候

二 妊産婦名簿記載ヲ怠ル

産婆並産院取締規則第五條 産婆ハ妊産婦名簿ヲ備ヘ其ノ取扱タル妊産婦及褥婦ノ住所氏名年齢取扱ノ經過及生産死産流産ノ別ヲ記載スヘシ

報 告 書

被疑者住所
身分職業氏
名生年月日

東京市澁谷區南平臺十二番地
本府平民 産婆

何

明治四十年六月十日生 某

犯罪年月日
時場所及
其ノ事實
證憑

被疑者ハ昭和十四年十月五日午前十一時頃管内南平臺十二番地自宅營業所ニ於テ本月二日産婦世田谷區太子堂十五番地入江たか子外一名ヲ取扱ヒタルニ妊産婦名簿ニ記載ヲ怠リタルモノナリ本職營業臨檢ニ於テ現認ス

法令適條

産婆並ニ産院取締規則第五條同第十四條

右報告候也

昭和十四年十月五日

澁谷警察署勤務

澁谷警察署長

巡查 治安維持郎 團

警視

某殿

第十三章 美容術營業取締規則

一 毛髮容器不備付
 美容術營業取締規則第十條 營業者ハ營業所ノ設備其他ニ關シ特ニ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
 五 覆蓋アル毛髮容器ヲ備フルコト

報告書

被疑者住所
 身分職業氏
 名生年月日

東京市澁谷區南平臺十二番地
 本府平民 美容術營業

何 明治四十年六月十日生

犯罪年月日
 時場所及
 其ノ事實
 證憑

被疑者ハ昭和十四年十月五日午前十一時頃管内上通四丁目五番地自宅營業所ニ覆蓋
 ノアル毛髮容器ヲ備付クベキニ拘ズ之ヲ怠リ居リタルモノナリ本職營業臨檢視察ニ
 於テ現認ス

法令適條

美容術營業取締規則第十條第五號同第四十三條

右報告候也

昭和十四年十月五日

澁谷警察署長

警視

某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持郎 同

副申書記載例

被疑者ハ主婦ノ内職トシテ本年三月開業シタルモノナルガ一日二三人ノ客アルニ過ギザルト
 コロヨリ設備費用ヲ打算シ本職再三ノ注意モ敢テ之ヲ實行セズ覆蓋ナキボール箱ヲ以テ代用
 セシメ居ルモノニ有之候ニ付テハ適當御處分相成様致度及副申書候

二 器具洗滌ヲ怠ル

理容術營業取締規則第十一條 理容術ノ作業ニ従事スル者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
 六、客ノ皮膚ニ接觸スル器具ハ一客毎ニ洗滌スルコト

報 告 書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 理容術營業 何 明治四十年六月十日生 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十四年十月五日午前十一時三十分頃管内上通四丁目五番地自宅營業所 ニ於テ營業用器具電氣用バリカンヲ一客毎ニ使用後ハ洗滌スベキニ拘ラズ之ヲ怠リ 居リタルモノナリ本職營業臨檢ニ於テ現認ス
法令適條	理容術營業取締規則第十一條第六號同第四十三條

右報告候也

昭和十四年十月五日

澁谷警察署長

警視

某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持郎 印

副申書記載例

本件違反ハ従業員近藤勇ノ陳述ニ依リ明瞭ナルガ當時被疑者ハ朝來四名ノ來客アリテ三回程
 パリカンヲ使用シタリト言フモ備付藥品(クレゾール石鹼液)ヲ檢スルニ毛髮一本モ發見サレ
 ズ而モ今朝取替ヘタリト言フ其ノ藥品ハ前回九月五日臨檢ノ際小職ノ附シタル目印ヨリ少シ
 モ減ジ居ラザルトコロヨリ之ヲ追及スルニ別記ノ如キ違反ヲ自供スルニ至リタルモノニ有之
 而モ備付ノ唾壺ノ位置數量等全ク無關心且ツ間ニ合セ的ニ備付アルモノナリ近隣ノ風評ニ依
 レバ被疑者ハ従業員委セトシ常ニ飲酒ニ耽リ居ルヤノ聞込モアリ此際嚴重御處分ノ上將來指
 導致度及副申書候

三 「マスク」ヲ使用セス
 理容術營業取締規則第十一條 理容術ノ作業ニ從事スル者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
 二 作業中ハ清潔ナル白布ノ作業衣ヲ着用シ顔面作業ノ際ハ「マスク」ヲ使用スルコト

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 理容術營業
犯罪年月日 其ノ場所及 證ノ事實	被疑者ハ昭和十四年十月五日午前十一時三十分頃管内上通四丁目五番地自宅營業所 ニ於テ來客秋山紅作ノ顔面作業中「マスク」ヲ使用セズシテ鬚髯ノ剪剃ヲ爲シツツア リタルヲ本職營業臨檢視察ニ於テ現認ス
法令適條	理容術營業取締規則第十一條第二號同第四十三條

右報告候也

昭和十四年十月五日
 澁谷警察署長
 警視 某殿

澁谷警察署勤務
 巡查 治安維持郎 團

副申書記載例

本件違反ハ被疑者某ノ現行ヲ認メタルモノナルガ其ノ「マスク」ノ備付狀況ヲ見ルニ従業員ハ被疑者ト共ニ五名ナルニ僅カ二個ヲ備付ケタルノミニシテ抽出ノ奥深く保存シ使用スル形跡更ニ認メラレズ従業員近藤勇ノ如キハ同店ニ雇ハレテ三ヶ月餘ニナルモ使用シタルコトナシト自供スルニ於テハ被疑者ノ遵法精神ヲ疑ハル、モノアリ此際適當御處分相成様致度及副申書候

四 無届従業員使用

理容術營業取締規則第八條 營業者ハ家族其他ノ者ヲシテ業務ニ從事セシメタルトキハ本人ノ本籍住所氏名生年月日ヲ具シ五日以内ニ所轄警察署ニ届出ツヘシ
前項従業員者從業セサルニ至リタルトキ又ハ其ノ届出事項ニ異動アリタルトキ亦同シ

報 告 書

被疑者住所
身分職業氏
名生年月日

東京市澁谷區南平臺十二番地
本府平民 理容術營業

何

明治四十年六月十日生 某

犯罪年月日
時場所及
其ノ事實
證憑

被疑者ハ昭和十四年十月五日午前十一時三十分頃管内上通四丁目五番地自宅營業所ニ於テ届出ヲ爲サズ妹千夜子當十九年ヲシテ本月一日ヨリ理容術營業ニ從事セシメ居リタルモノナリ本職臨檢視察ニ於テ現認ス

法令適條

理容術營業取締規則第八條同第四十三條

右報告候也

昭和十四年十月五日

澁谷警察署長

警視

澁谷警察署勤務

巡查

治安維持郎 團

某殿

副申書記載例

被疑者ハ二年前ヨリ徒弟常時六名ヲ使用シ理容術(結髪)ヲ營業シ居ル者ナルガ兎角徒弟ヲ酷使スルトコロヨリ常ニ轉出入繁ク今回自己ノ妹ヲ郷里〇〇縣下ヨリ呼寄セ無届從業セシメ居リタルモノニシテ本件違反ヲ犯スマデ同様ノ非違アリテ説諭ニ附シタルコト數次ニ止マラズ而モ本職ニ對シ妹ハ臺所ノ手傳ヒナリト虚偽ノ申立ヲ爲スニ於テハ其ノ情狀酌量スベキモノナク此際適當御慰分ノヒ指導致度及副申書候

第十四章 食肉營業取締規則

一 木札不携帯

食肉營業取締規則第七條 營業者行商セントスルトキハ別記様式ノ木札ヲ調製シ所轄署ノ烙印ヲ受ケ就業中之ヲ携帯スヘシ家族雇人其他ノ者ヲシテ行商セシメントスルトキ亦同シ此ノ場合ニ於テハ木札ハ一人毎ニ携帯セシムヘシ

報告書

東京市澁谷區南平臺十二番地
千葉縣平民 食肉營業

何 某
明治四十年六月五日生

被疑者住所
身分職業氏
名生年月日
犯罪年月日
犯場所及
其ノ事實
證憑

被疑者ハ昭和十四年十月五日午前十一時頃管内上通四丁目五番地先ヲ食肉(魚食)行商販賣就業中規程ノ木札ヲ携帯シ居ラザリシヲ本職警邏中之ヲ現認ス

法令適條

食肉營業取締規則第七條同第二十二條

右報告候也

昭和十四年十月五日
澁谷警察署長
警視

某殿

澁谷警察署勤務
巡查 治安維持郎 團

副申書記載例

被疑者ハ客月一日開業シ當時小職ヨリ十分遵守事項ヲ注意シ置キタルモノナルガ不用意ニモ
 規程ノ木札ノ携帶ヲ忘却シタルモノニ有之因ニ被疑者ハ妻子五人暮シニシテ相當生活貧
 困ナリ嘗テハ賭博ヲ爲ス風評アリシモ本營業開始以來専心眞面目ニ營業シ居ル者ニ付此ノ際
 輕度ノ御處分ノ上將來ヲ指導致度及副申書候

二 防蠅ノ設備ヲ怠ル

食肉營業取締規則第十五條 營業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
 六 食肉ハ塵芥蚊蠅ノ附着ヲ防止スル設備ナキ場所ニ露出シ又ハ陳列セサルコト

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 食肉營業 何 明治四十年六月五日坐某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十四年七月五日午後二時頃管内南平臺十二番地自宅營業所店頭ニ食肉 (魚肉)ヲ塵芥蚊蠅ノ附着ヲ防止スル設備ナキ場所ニ露出陳列シ居リタルモノナリ本 職營業臨檢視察ニ於テ現認ス
法令適條	食肉營業取締規則第十五條第六號同第二十二條

右報告候也

昭和十四年七月五日

澁谷警察署長

警視

某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持郎 團

副申書記載例

被疑者ハ兎角衛生思想ニ缺クルトコロアリ本年六月十日日本署ニ於ケル衛生講演會ニハ特ニ出席聽講方ヲ懲慚シ極力指導順化ニ努メ防蠅ノ設備等モ夏季ニ向ハントスル六月一日頃其ノ設備ヲ促シタルモ一向之ヲ實行セザルモノニ有之候ニ付テハ嚴重御處分相成様致度及副申書候

第十五章 畜犬取締規則

一 緊留犬放置

畜犬取締規則第八條 人ヲ咬傷シタル犬ノ飼養者ハ直ニ緊留其ノ他適當ノ措置ヲナシ其ノ旨所轄警察署長ニ届出テ解除ノ指示アル迄之ヲ繼續スヘシ

報告書

東京市澁谷區南平臺十二番地
本府平民 土木請負業

何 某
明治四十年六月十日生

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	被疑者ハ昭和十四年十月五日午後七時管内上通四丁目五番地自宅ニ於テ畜犬(エス)ヲ咬傷犬トシテ緊留ヲ命ゼラレアルニ不拘濫ニ緊留ヲ解キ放置徘徊セシメタルモノナリ本職警邏中現認ス
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 憑	

法令適條 畜犬取締規則第八條同第十四條

右報告候也

昭和十四年十月五日

澁谷警察署勤務

澁谷警察署長

巡查 治安維持郎 印

警視 某殿

副申書記載例

被疑者ハ昭和十四年十月二日管内上通四丁目七番地新聞配達夫長谷川一夫當十九年ヲ畜犬
 (エス)ガ咬傷シタルタメ緊留ヲ命ゼラレ當時小職ニ於テ特ニ緊留遵守スル様注意ヲ與ヘ置キ
 タルモノナルトコロ被害者ヨリ緊留ヲ解キ居ル旨申告アリ警邏中之ヲ調査スルニ「餘リ可愛
 ソウダカラ」ト放置徘徊セシメ居リタルヲ現認シタルモノニ有之候ニ付テハ嚴重御處分相成
 様致度及副申書候

二 無届飼養

畜犬取締規則第一條 犬ヲ飼養スル者ハ左ノ事項ヲ具シ五日以内ニ犬ノ飼養地所轄警察署長ニ届出ツヘシ
 左記
 一、所有者住所氏名 二、飼養地 三、犬ノ名稱 四、牝牡ノ別 五、飼養開始年月日

報告書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 土木請負業
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十四年十月十日午前十一時頃管内上通四丁目五番地自宅ニ届出ヲ爲サ ズシテエス(牝犬)白黒毛一頭ヲ本月一日ヨリ飼養シ居リタルモノナリ本職戸口査察 ニ於テ現認ス
法令適條	畜犬取締規則第一條同第十四條

右報告候也

昭和十四年十月十日
澁谷警察署長
警視

某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持郎 團

第十六章 飲食物營業取締規則

一 容器不備

飲食物營業取締規則第八條 營業者及従業者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
六 飲食物ノ殘滓其他廢物ハ覆蓋アル容器ニ容レ防蟲及防臭ノ方法ヲ講スルコト

報告書

被疑者住所
身分職業氏
名生年月日

東京市澁谷區南平臺十二番地
本府平民 飲食店

何 某
明治四十年六月五日生

犯罪年月日
時場所及
其ノ事實
證憑

被疑者ハ昭和十四年十月五日午前十一時頃管内澁谷區南平臺十二番地自宅營業所
飲食店調理場ニ備付アル殘滓容器内ニ多量ニ殘滓ヲ收納セルモ之ガ覆蓋ヲ爲シ置カ
ザルモノナリ本職衛生一齊取締ニ於テ現認ス

法令適條

飲食物營業取締規則第八條第六號同第十四條

右報告候也

昭和十四年十月五日

澁谷警察署長

警視

某殿

澁谷警察署勤務

巡查 治安維持郎 團

副申書記載例

被疑者ハ殘滓收納用トシテ洗面器ノ底ノ拔ケタルモノヲ以テ代用シ全然覆蓋ナク而モ申立ニハ飲食店組合カラ配給ガナイカラ致方ナシト放言シ或ハ毎月二度ハ取りニ來ルモノアリテ覆蓋ノ用モナシ云ヒト遵法ノ誠意認メラレザルモノアリ嚴重御處分相成様致度及副申書候

二 腐敗飲食物陳列

飲食物營業取締規則第二條 飲食物營業者ハ腐敗變敗其他衛生上危害ヲ生スル虞アル飲食物ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ貯藏陳列シ又ハ之ヲ原料トシテ飲食物ヲ製造加工若ハ調理スルコトヲ得ス

報 告 書

被疑者住所 身分職業氏 名生年月日	東京市澁谷區南平臺十二番地 本府平民 青物商 何 明治四十年六月五日生 某
犯罪年月日 時場所及 其ノ事實 證憑	被疑者ハ昭和十四年十月五日午後三時頃管内澁谷區南平十二番地自宅營業所店舗内ニ販賣ノ目的ヲ以テ腐敗シタル(バナ、)二十本程ヲ陳列シ置キタルモノナリ本職飲食物一齊取締ニ於テ現認ス
法令適條	飲食物營業取締規則第二條第一項同第十四條

右報告候也

昭和十四年十月五日
澁谷警察署長
警視 某殿

澁谷警察署勤務
巡查 治安維持郎 團

副申書記載例

被疑者ハ青物商ヲ營ム傍ラ果實ノ販賣ヲ兼ネ居ル者ナルガ自宅店舗商品陳列ハ出幅二尺五寸無届道路使用ヲナシ且ツ店舗前道路約五尺位ヲ使用シ甘諸ヲ洗滌シ居ル程ノ無關心ナルモノナリ本件違反モ一山十錢ト皿盛シタル果實七皿アリタル中ニ最モ甚ダシキモノトシテ別記ノ「バナナ」一皿ヲ發見シタルモノニ有之此彼其ノ情狀許スベキモノ無之嚴重御處分相成様致度及副申書候

第十七章 暴利行爲等取締規則

一 經濟警察官の心構

經濟統制違反取締の要諦は、指導防犯を以て第一義とし、業者のみならず、國民全般の理解と自覺と協力とに俟つてこそ、始めて茲に生れた經濟警察の眞の効果が有り、重大國策の遂行を確保し得る可能性があるのであります。されば、第一線警察官の心構も、角を矯めて牛を殺す様な取締は絶體に避けねばならぬと同時に、その取締は國家經濟を圓滑に運行せしむる爲の手段に過ぎずして、決して目的とすべきでないことを理念すべきであります。

經濟警察實施以來、雨後の筍の如く發布された經濟統制法令は、何れもが罰金刑以上の罰則を以て蒞み、事變處理を目的とする重大國策の遂行を確保せんとする趣旨を明らかにしたものであります。經濟警察の根本はこの法令のみを以て完璧を期したるものとは考へられない。その運用の適正こそ、より重大な役割を持つことを忘れてはならないのであります。如何に法令が周密を極めても、如何に取締を嚴重にしても如何に刑罰を重くしても、現實の經濟違反を望見すると

き、誰しものが氣が付き、その効果の物足らざるを経験することを、何うすることも出来ません。而も經濟取締の範圍に於て、指導防犯を建前として進むべきときに、事件送致のみを以て措置すべき、罰金刑以上の法令のみにては、現下の我國經濟情勢に鑑みまして、物價の思惑的な騰貴と、買占賣借といった物資の偏在を、より徹底して取締る上に聊か支障があつたのであります。茲に政府は從來の暴利取締令を改正し、昭和十四年十二月二十六日「暴利行爲等取締規則」を商工、農林省令として公布し、即日施行されたのであります。而も本則中價格表示に關する事項を警察署長の指導順化に委ねた經濟統制法令中只一つの違警罪がこれなのであります。従つて素より戰事經濟の圓滑なる運行に資せんとするものでありますから、これが運用の適正こそ、日本人たる愛國心と道義心とに相俟つて、心から遵法協力の機運を作り出すことに専心すべきであると思ふのであります。

二「暴利行爲等取締規則」の要點

第一は此の規則は物品全部に適用されることとあります。これまでの暴利取締令に於ける限られたる物品ではなく、廣く物品全部の暴利行爲を取締ることが出来るのであります。魚類、野菜等は勿論、雜穀等の農村水産物も含めて一切の物品がその對象となつた譯であります。

第二は戒告制度を廢したことであります。つまり從來の法の寛大さでも申しませうか、戒告を受けなければ處罰をされなかつたのにつけ込む惡徳商人に對しては、直ちに處罰が出来るといふことになつたのであります。

第三には價格等統制令との關係を明瞭にしたことであります。即ち(イ)價格等統制令第二條の適用を受くる物品、(ロ)價格等統制令第七條により額の指定ありたる物品、(ハ)價格に付き價格等統制令第六條第二項に依り定めたる法令に於て又は之に基き額を定め、又は額の處分ありたる物品を販賣するときは暴利販賣とはならないのであります。つまり九・一八價格、公定價格のある物品を販賣するときは暴利販賣とはならず、本規則を適用しないのであります。

又此の規則は暴利を得る目的で買占、賣借、或はブローカーの不當報酬を禁じたのでありますから、一般の消費者に適用のないことに注意すべきであります。然し運用として、消費者の買溜の行爲は嚴に戒しむべきことでありますから、此の點は特に御留意が願ひ度いのであります。

以上で取締規則の概説を致しましたが、本規則の中、違警罪として取扱ひ得るのは、第二條乃至第四條の場合であり、價格表示、價格表示に關する命令違反、業務報告等でありますから、撰擇刑のある法條は、違警罪として取扱つてはならないことに注意すべきであります。